と経研多

第五十七巻 第二号 2020年10月

向けた SDGs の実践における課題 企業の「経済性」と「社会性」の両立に	論説	資 料 「一第6章と第7章 (翻刻) 「二 末 「二 末 」 「二 末 」 「二 末 」 」 「二 末 」 」 「二 末 」 」 「二 末 」 」 「二 末 」 」 「二 末 」 」 「二 末 」	資 料 騷挙制度資料 昭和二四~三四年』
鈴		•	安
木		マ井野又	野
貴		ロッ祐 クリ レ介篤祐	修
大		リ介篤祐	右

日本大学法学会

政経研究 第五十六巻 索引 単二素務に注目した賃金関数からのアプローチ―― … 立 福 家 徳 学働は人工知能によって代替可能か 稲 葉 陽 二	コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任の統合可能性 … 鈴 木 貴 大 (新女) → ボバナンスと企業の社会的責任の統合可能性 … 鈴 木 貴 大 (新女) → ボバナンスと企業の社会的責任の統合可能性 … 鈴 木 貴 大 (新女) → 市式・ロックリー (一) 2 章と第 3 章 (新女) → 市でス・ロックリー (一) 2 章と第 3 章 (新女) → 市でス・ロックリー (本) 1 和 成 (新女) → 市 (新女) → (新母) → (新母) → (新母) → (新母) → (新母) → (\pi)	ユ十六巻第四号 目次 近な行政の展開 … 山 田 光 で一代議制統治論 自筆草稿 … 吉 野 ル (() () () () () () () () () (
 (翻刻) ── トーマス・ロックリー (副刻) ── 荒井祐介 (副刻) ── 荒井祐介 (副刻) ── 荒井祐介 (副) □□ ズ 	→ 一九八〇年代におけるテレビの「八月ジャーナリズム」 → パー 米 倉 律	政経研究 第五十七巻第一号 目次 論 説 司

¥ ¥		
選挙制度資料 昭和二四~三四年』解題『DVD-ROM 選挙制度調	~三四年』	+速記録/
	安 野	修 右
一 はじめに	も含め、その旨、販売元の「文「解説」と内容にかなりの重複	販売元の「文雄書院」に事前に相談しかなりの重複箇所がある。本稿の執筆
者が大きくかかわった『DVD―ROM 選挙制度調査本稿の目的は、「文生書院」が販売し、その作成に筆	そのうえで選挙制度調査会よ、選挙制度に関する内理許諾をえていること、ご留意いただければ幸いである。	制度調査会は、選挙制度に関する内閣と、ご留意いただければ幸いである。
)	の諮問機関として計八回(一九四九年、一九五一年、	九四九年、一九五一年、
な、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	一九五二年、一九五三年、一九五五年、一九五六年、	一九五五年、一九五六年、
るのに必要と思しき基礎的情報を補足することにある。	V 1	(されたい) 開催されている。同調査会
以上の経緯から、以降の「はじめに」は、同資料集の	は、その後身である「選挙ᆀ	ある「選挙制度審議会」と同様に、
解題『DVD─ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料	制度資料 昭和二四~三四年』(安野)	— (— 五)

は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	軽視されてきたといえる。	れており、既存の選挙制度研究においては、その存在が	を除けば、戦後政治にさほど影響力を残さなかったとさ
したがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、そも 戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な 戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 支務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金 がおなど)、政治家(牧野良三、川島正次郎 新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉な がしており、そうした重要人物が審議過程のな 加しており、そうした重要人物が審議過程のな 加しており、そうした重要人物が審議過程のな がかって、『選挙管理行政、選挙制度はいうに及び に及んでいる。 に及んでいる。	たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 たがって、『選挙制度など、選挙制度に関するあら 正の国民投票制度など、選挙制度に関する制度、日本 がかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あ かしながら、同調査会は、当時既に一線級、あ	たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、 に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢) の当、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義 実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金 重喜など)、あるいは法曹関係者(たとえば宮沢) の治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本 での国民投票制度など、選挙制度に関するあら に及んでいる。 たがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、
に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。	に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に た の に 大 き な に 大 き な 足 い 手 制 度 に 大 部 貞 治 、 の 先 う し た 重 要 人 物 が 来 新 井 裕 な ど 、 、 あ る い は 法 曹 関 係 名 (坂 千 秋 、 鈴 木 俊 一 、 小 林 与 三 次 、 の ま の 思 う し た 重 要 人 物 が 審 議 過 程 の な が 、 赤 る い は 法 曹 関 係 名 (海 野 普 吉 な 一 、 の 前 ら の 思 う し た 重 要 人 物 が 審 議 過 程 の な 、 、 金 二 、 、 金 二 、 、 金 二 、 、 金 二 、 の 志 の に 、 で 、 、 の 志 の に 、 、 金 二 の 思 う し た 重 要 人 物 が 審 議 過 程 の な 、 、 金 二 、 、 金 二 、 、 金 二 、 、 金 二 、 、 、 金 二 、 、 、 金 二 、 、 、 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 、 金 一 、 、 、 、 、 、 金 一 、 、 、 、 金 一 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に た で に た の に た の に 大 部 点 治 、 の 治 に 大 部 貞 治 、 の 治 に 大 部 貞 治 、 の 治 た の に 大 部 貞 治 、 の 治 た の に 大 部 貞 治 、 の 治 た の に 大 部 貞 治 、 の 治 た の に 、 の お の に 、 む い た 正 の に 、 い ち の に 、 の た の に 、 い ち の に 、 の に 、 い ち に 、 、 の た の に 、 い ち に 、 、 の た の に 、 、 の た の に 、 の に 、 、 の た の に 、 の た の に の に 、 の た の た の に 、 の た の た の に 、 の た の に 、 の た の た の に が い う し た 丘 の 間 査 の に 、 、 金 本 う し た む に 、 、 の 志 た の に 、 、 、 の 志 の に 、 、 、 、 の 志 の に 、 、 、 の 志 の に 、 、 、 、 、 の た と っ に で 、 、 、 金 た し た た た え 、 に 本 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に た で に た た た た に た た た た た た に た た た た た た た た た た た た た	に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に及んでいる。 に た の 国 に た に 大 部 に 大 部 に 大 部 真 治 、 、 年 新 井 裕 な ど)、 政 治 、 、 年 秋 、 鈴 木 俊 一 、 小 林 与 三 、 川 島 正 次 部 真 治 、 中 村 菊 男 、 吉 村 正 、 大 石 義 で 本 な ど)、 政 治 家 (坂 千 秋 、 鈴 木 俊 一 、 小 林 与 三 次 、 二 二 に に 志 志 志 に 志 に 、 、 金 本 た と え ば 宮 沢 御 た に 、 、 金 本 前 し て お り 、 そ う し た 重 要 人 物 が 審 議 過 程 の な ど)、 あ る い は 法 曹 関 係 名 (本 野 豊 吉 た た 、 え ば 宮 沢 (本 か 前 た 、 、 金 本 た た 之 え ば 宮 沢 御 た で 、 、 金 本 た で お り 、 そ う し た 重 要 一 で 政 、 金 三 、 、 二 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 金 一 、 、 、 金 一 、 、 、 、 、 、 、 の 本 、 、 、 、 、 の 、 、 の ち っ こ の た 一 の 思 、 一 、 、 、 、 、 の 、 、 、 の 、 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 の 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 の 、 の 、 、 、 の る ら 、 、 、 の の 、 の る 。 の の 、 の る の 、 の の の の の の の の の の の の の
正の国民投票制度など、選挙制度に関するあら、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎和しており、そうした重要人物が審議過程のな加しており、そうした重要人物が審議過程のながある。しかも同調査会の審議内容は、政治資金規制、選挙争訟に関する制度はいうに及びがある。しかも同調査会の審議内容は、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本での国民投票制度など、選挙制度はいうに及び、支援がある。しかも同調査会の審議内容は、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、大石義	正の国民投票制度など、選挙制度に関するあら、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉ながし、そうした重要人物が審議過程のな加しており、そうした重要人物が審議過程のな 前度に関して自らの思うところを率直に述べて 前度に関して自らの思うところを率直に述べて 制度に関して自らの思うところを率直に述べて に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢飲	正の国民投票制度など、選挙制度に関するあら、 政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義 支務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金 新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉な がある。しかも同調査会の審議内容は しており、そうした重要人物が審議過程のな がある。しかも同調査会の審議内容は しており、そうした重要人物が審議過程のな がある。しかも同調査会の審議内容は しており、そうした重要人物が審議過程のな がある。しかも同調査会の審議内容は しており、そうした重要人物が審議過程のな がの要件、選挙管理行政、選挙制度はいうに及び たの国民投票制度など、選挙制度に関するあら	正の国民投票制度など、選挙制度に関するあら、 政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義 実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金 重喜など)、政治家(牧野良三、川島正次郎 がしながら、同調査会は、当時既に一線級、あ されてきたといえる。 この国民投票制度など、選挙制度はいうに及ば されてきたといえる。	正の国民投票制度など、選挙制度に関するあら、 、政治、、 、政治、、 、政治、、 、 、政治、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲選挙権の要件、選挙管理行政、選挙即総行政、選挙運動議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、定重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆しており、そうした重要人物が審議過程のなかでは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲援に、参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、定重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、たうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、 選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議の容は、 のの思うところを率直に述べているがら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	「「「「」」」」」では、「」」」」」」では、「」」」」」」」」」」」」」」」」」	規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲部、新井裕など、政千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、次佐重喜など、あるいは法曹関係者(海野普吉など、対参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、「大任重喜など」、あるいは法曹関係者(海野普吉など、対参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、「大任重喜など」、あるいは法曹関係者(海野普吉など、法を加しており、市合約本の一方の思うところを率直に述べている、定ろに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆後、金額に関して自らの思うところを率直に述べている、法律権の要件、選挙管理行政、選挙制度はいうに及ばず、国家が参加しており、市内部の、市本の定義、「大部長」、「大部長」、「本本の定式」、あるいは法曹関係者(海野普吉など、金利)、大の方法の、大部長、日本国憲選挙権の要件、選挙管理行政、選挙制度はいうに及びす、「大部長」、「本本、大部長」、「本本、大部長」、「本本、大部長」、「本本、大部長」、「本本、大部長」、「本本、大部長」、「本本、大部長」、「本本、「本本」、「本本、「本本」、「本本、「本本」、「本本、「本本」、「本本」、「本本」、「本本」、「本本、「本本
選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、おるいは法曹関係者(海野普吉など)、まるいは法曹関係者(海野普吉など)、シストロの、大部長三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、東務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 説、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 挙参制度に関して自らの思うところを率直に述べている ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、金丸三	選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで して自らの思うところを率直に述べている ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、 のなかで	選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 業務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで 沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、たてもの思うところを率直に述べている ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、 のなかで に、本本のの思うところを率直に述べている をつした重要人物が審議過程のなかで のなかで にのしており、そうした重要人物が審議過程のなかで のなかで にないる。しかも同調査会の審議内容は、 のなかで にのしている。 ところに特徴がある。しかも同調査会の で、 に本をした研究者(たど) のなかで に本をした研究者(たど) のなかで に本をした研究者(たと) のなかで に本をしたび。 の本(な) に本を) に本を) に本を) に本を) にたるので (本を) に本を) に本を) に本を) にたる」 (本を) に本を) に本を) に本を) に本を) に本を) に本を) に本を) に	選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動 選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取総行政、選挙運動 選挙権の要件、選挙管理行政、選挙和においては、その存在が 2000年の選挙制度はいうに及ばず、 2000年の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の
議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、迷い、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三端山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 、実務家 (坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで は後に大きな足跡を残した研究者 (たとえば宮沢俊義、	議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで をしている ところに特徴がある。しかも同調査会の のより、本様 ののより、本様 のの思うところを率直に述べている ところに特徴がある。しかも同調査会の ので があるので ののでの のので のので のので のので のので のので のので の のので の のので の	議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで 、大石義雄など)、あるいは法曹関係者(たとえば宮沢俊義、 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで ので、新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 、まるいは法曹関係者(海野普吉など) 、まるいは法曹関係者(海野普吉など)
ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 沢佐重喜など、の治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など) 親子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子	ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている「「「大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、「「「大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べているが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで報参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで報義がしており、そうした重要人物が審議過程のなかででしたしたがら、同調査会は、当時既に一線級、あるい軽視されてきたといえる。	ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 をごろに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆 ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、 の に た ところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、 の た た と ころに特徴がある。しかも同調査会の で が 参加しており、 そ う した 重 要人物が 審議過程のなかで た る い に た と え ば 宮 沢 じ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べているが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝋山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べているが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三端山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄なは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている、 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている、 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで 報参期度に関して自らの思うところを率直に述べている とかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい 軽視されてきたといえる。	選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている 選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている 、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで
が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、ジ、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝉山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蛘山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄なは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、沢佐重喜など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ば後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで以後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、戦引しており、そうした重要人物が審議過程のなかででで、 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで	が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかでが参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで、沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な 戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な 戦山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで
沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝋山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蛘仙政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄なは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝋山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、沢佐重喜など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小城)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三 しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい軽視されてきたといえる。	沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者(海野普吉など)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蛘礼されてきたといえる。 2000、既存の選挙制度研究においては、その存在が
郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝋山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄な	郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝋山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄なは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三蝋山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄なは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三城山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄なは後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい軽視されてきたといえる。	郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小郎、新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、小社後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、れており、既存の選挙制度研究においては、その存在が
実務家(坂千秋、鈴木俊一、政道、矢部貞治、中村菊男、	実務家(坂千秋、鈴木俊一、政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者	実務家(坂千秋、鈴木俊一、政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者かしながら、同調査会は、当時	実務家(坂千秋、鈴木俊一、政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者かしながら、同調査会は、当時されてきたといえる。	実務家(坂千秋、鈴木俊一、政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者かしながら、同調査会は、当時されてきたといえる。
政道、矢部貞治、中村菊男、	政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者	政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者かしながら、同調査会は、当時	政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者かしながら、同調査会は、当時されてきたといえる。	政道、矢部貞治、中村菊男、に大きな足跡を残した研究者かしながら、同調査会は、当時されてきたといえる。
	は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、	は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい	は後に大きな足跡を残した研究者(たとえば宮沢俊義、しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるい軽視されてきたといえる。	大しれり、
しれりば、	れりば、	りば、	けば、戦後政治にさほど影響力を残さなかっ	
しれりば六なて、、年	れりば六て、年	りば六	けば、戦後政五六年のいわ	九五六年のいわ
しれりば六なて、、年	れりば六て、、年	りば六、年	けば、戦後政五六年のいわ	九五六年のいわ

ある。 行・取締に関しては、関係官庁の関係者が率直な見解を を必要とする。またこれと同様の問題は同調査会の後身 館・公立図書館に点在するかたちで所蔵されているので 国会図書館に所蔵されているわけではなく、各大学図書 存在した。選挙制度調査会の速記録は、その全てが国立 利用にあたって、様々な物理的・手続的・経済的障害が をもつ政治学者・行政学者にとって重要だろう。あるい 述べているが、これは戦後初期の選挙ガバナンスに関心 法解釈に関する審議内容は、当該条文をより精緻に理解 こで筆者個人としては、 内容も多岐に及ぶため、資料の読解自体にも大変な労力 史学者や政治学者にとって貴重だろう。 ていること自体、同時代の選挙法の変遷に関心をもつ歴 は当時の主要な学者、政治家、実務家の発言が記録され て利用価値がある。たとえば特定の公職選挙法の条文の 領域に属する研究者、 の「選挙制度審議会」にもかなりの程度当てはまる。そ しようと望む法学者にとって有益だろう。また選挙の執 もっとも、『選挙制度調査会議事速記録』には、その しかも同速記録は、頁数自体が膨大であり、審議 あるいは選挙関係の実務家にとっ 同調査会及び同審議会の速記録

11 (1 1 六)

『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制	索機能を盛り込むことが議論され、同DVD版の機能と
の概要 速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』 二 『DVD―ROM 選挙制度調査会議事	閲覧できるようにするため、各審議内容のキーワード検い者もいるだろう)、利用者が必要とする資料に容易に定されており、それに関連する審議内容のみを閲覧したする者のなかには、研究対象となる制度や人物が既に特
い る。 	とが想定されることを考慮し(たとえば同資料集を利用多様であれば、それを利用する者の用途も多様であるこ
の歴史的価値について若干のコメント加えたいと考えて	打診もあり今回の運びとなった。その際、資料の内容が
や審議内容など事実関係に関する記述を中心として、そ	に加えて、さらには「文生書院」からのDVD版作成の
れば幸いである。以上をふまえ、本稿では各回の参加者	よびその存続の社会的重要性を筆者が強く認識したこと
な評価が下せないことについては予め留意していただけ	している事実が判明した。そこで古書店のもつ流通網お
たがって、そこから著しく外れた領域については、正確	者自身も、その所在を把握できていない資料を多数所有
挙法上の選挙運動に関する規定に関心をもっている。	生書院」に相談したことにある。その過程のなかで、筆
ことを目的としている。ただし筆者は、主として公職選	まえて、同調査会・審議会の速記録を多く保有する「文
所蔵されている各回の概要について筆者なりに解説する	度資料 昭和二四~三四年』作成の発端は、その旨もふ
は、『DVD―ROM版 選挙制度調査会議事速記録』に	『DVD─ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制
ない。何を隠そう筆者自身もそうである。そこで本稿で	究の進展に貢献できればと常々考えていた。
検索すればよいか、頭を悩ませる利用者もいるかもしれ	資料価値の本来の高さを研究者間で共有し、選挙制度研
もっとも、それだけは膨大な審議内容のなかから何を	のように利用できるようにすることで、両速記録がもつ
して実装された。	の内容に関して、あたかも一国会会議録検索システム」

解題『DVD─ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)

三 (一一七)

三、選挙制度調査会『選挙制度調査会(第二委年)(一七四頁) 二、選挙制度調査会『選挙制度調査会、一九五一員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一年)(二二〇頁)	(二) 第二次選挙制度調査会(一九五一年)部)』(芹田東光社、一九五○)(二三四頁)三、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第三部)』(芹田東光社、一九五○)(二六七頁)	二、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第二部)』(芹田東光社、一九四九)(一三〇頁)一、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第一(一)第一次選挙制度調査会(一九四九年)	は以下の資料から構成されている。 している、 しては総計二七〇〇頁を超える。同資料集は具体的に な紙媒体の議事速記録及び関係資料を集成したもので、 ので、 の後 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)
---	--	---	---

	(ン)	Ĩ.	(四)	(111)
(二二二頁) (二二二頁) (二二二百) (二二二二百) (二二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二二百) (二二二二百) (二二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二二百) (二二百) (二百) (第六次選挙制度調査会(一九五六年)録』(選挙制度調査会、一九五五年)(一三〇頁)一、選挙制度調査会、運挙制度調査会副選挙制度調査会副選挙制度調査会副選挙制度調査会議事速記	第五次選挙制度調査会(一九五五年)録』(選挙制度調査会、一九五四年)(一七二頁)一、選挙制度調査会、一九五四年)(一七二頁)	第四次選挙制度調査会(一九五三年)(三五六頁)(三五六頁)(玉五二年)(三五六頁)(選 挙 制 度 割 査 会、一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記	 □ □

四(二)八)

解題『DVD─ROM 選挙制度調査会議事速記録∕	
∕選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)	
五(一九)	

ここからも分かるように、	
、選挙制度調査会」	
\mathcal{O}	

査会速記録の目次から一部簡略化しつつ抜粋)	
三、選挙制度調査会議事速記録(以下省略、第一次調	然としない資料が多くある。
2、答申	他に総会の速記録などが別個に作成されているのか、判
1、諮問	員会の速記録である旨が明記されているものもあるが、
二、選挙制度調査会諮問及び答申等	た第六次選挙制度調査会(一九五六年)のように、小委
4、選挙制度調査会委員、専門調査員及び幹事	ば、他は概ね選挙制度調査会自体が発行をしている。ま
3、選挙制度調査会会議規則	全国管理委員会により発行されていることを例外とすれ
2、選挙制度調査会令	なる。このうち第一次選挙制度調査会の速記録が当時の
1、総理府設置法抜粋	以上がDVD版を構成する各調査会の速記録の概要に
一、選挙制度調査会	
	録』(選挙制度調査会、一九五九年)(三〇〇頁)
3°°	一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記
い。各速記録は多くの場合以下のような構成をとってい	(八)第八次選挙制度調査会(一九五九年)
箇所、ないし相違点がある場合の対応を示すこととした	(三二 頁)
価について解説するにあたり、まず一連の速記録の共通	選挙区制等)』(選挙制度調査会、一九五七年)
ここでは各回の選挙制度調査会の概要とその歴史的評	録(参議院議員、地方公共団体の議会の議員の
三名回の共有箇所にていて	一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記
5	(七)第七次選挙制度調査会(一九五七年)

											\bigcirc					
松方義三郎(共同通信社)、長谷川才次(時事通信	・言論関係	大石義雄	宫沢俊儀、田中二郎、鵜飼信成、吉村正、潮田江次、	・学会	都北多摩郡府中町))、伊藤幟(福島県本宮町町長)	員会横浜市)、桑田祐栄(町村選挙管理員会(東京	長)、神戸正雄(京都市長)、伊東三省(市選挙管理	井誠一郎(東京都知事)、石原永明(東京都議会議	松崎権四郎(都道府県選挙管理員会連合会長)、安	・地方公共団体関係者	委員(以下三二名。会長、渡辺銕蔵)	臨時委員。以下同様)	()内に示す。なお(臨)が示されている場合は	一、参加者(委員の経歴等が記載されている場合は、	(一)第一次選挙制度調査会	四各回の解説

六(1110)

聞記事等を引用しつつ、解説することとする。

社)、南江治郎(日本放送協会)	挙課長)、石渡猪太郎(全選管管理課長)、鈴木俊一
・経済団体関係	(地方自治庁連絡行政部長)、萩田保(地方自治庁財
永野重雄(日本製鉄株式会社常務取締役)、近藤鉄	政部長)、長野士郎(地方自治庁財政部財政課長)、
次(東京商工会議所副会頭)	岩倉規夫(内閣総理大臣官房総務課長)、高橋一郎
・労働組合	(法務府検事局長)、宮下明義(法務府刑事課長)、
高野実(日本労働組合総同盟)、細谷松太(全国産	林修三 (法務府法制意見局第一局長)、出射義夫
業別労働組合連合会)、松浦清一(全日本海員組合	(最高検察庁検事)、武藤文雄(国警本部刑事部長)、
(蹠))	小倉謙(国警本部捜査課長)、河野一之(大蔵省主
・学識経験者	計局長)、石原周夫(大蔵省主計局次長)、中尾博之
関口泰(評論家(朝日新聞社顧問))、阿部眞之助	(大蔵省主計官)、荒木茂久二(運輸大臣官房長)、
(評論家(毎日新聞社顧問))、草野豹一郎(弁護士	矢野邦雄(最高裁判所行政局行政第二課長)、浦島
(元大審院判事))、渡辺銕蔵(東宝社長)、白根竹介	喜久衛(郵政省郵務局長)、野村義夫(電波庁法規
(参議院全国選出議員選挙管理員会委員長)、山室民	経済部長)、辻田力(文部省調査普及局長)、相良唯
子(文部省社会教育施設課長(臨))、斎藤きえ(新	一(文部省調査普及局地方連絡課長)、田窪〇(〇
日本婦人同盟(臨))	判読不可。東京都選管)
・全国選挙管理員会	二、諮問と答申
海野普吉(委員長)、小坂順造(委員(臨))、工藤 ①	参議院議員選挙制度に関する件
鉄男(委員(臨))、長世吉(委員(臨))	選挙区に関する事項、選挙権及び被選挙権に関する
幹事(以下二四人)	事項、投票その他投票手続に関する事項、候補者及
吉岡恵一(全選管事務局長)、金丸三郎(全選管選	び当選人に関する事項、再選挙、補欠選挙及び繰上

全区に関する事項、 坝 ヨ選人に関する事項、 投票その他投票手続に関する事項、 選挙権及び被選挙権に関する 再選挙、 補欠選挙及び繰上 候補者及

2

解題

『DVD—ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野) 七 (-----)

・審議事頁	井誠一郎、松崎権四郎、阿義雄、山室民子、高野実、	竹委	 各委員会委員と審議事項 三、議事録 	 2 選挙運動の方法 3 事項、選挙運動の方法 	する孫費こ関する事頁 る事項、選挙運動費用 補充に関する事項、選 政 経 研 究 第五十
西郎、阿部真之助、吉村正、潮田	高野実、田中二郎、工藤鉄男、安	長谷川才次、大	毘議事 項	目、「「「「」」」」。 「「「」」」。 「「「」」」」。 「「「」」」」。 「「「」」」」。 「「「」」」」。 「「」」」。 「「」」」」。 「「」」」」。 「「」」」」。 「「」」」。 「」」」。 「「」」」。 「」」」。 「」」」。 「」」」。 「」」」。 「」」、 「」」、	する怪骨こ関する事頁る事項、選挙運動費用に関する事項、選挙運動費用に関する事項、選挙運動の規正及び公営に関す補充に関する事項、選挙運動の規正及び公営に関す神 経 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)

の議会の議員の定数に関する事項

2 ・第三委員会 ・審議事項 ・第二委員会 総会 委員 委員 項、 審議事項 項 第一回 (一九四九年八月二七日)、第二回 (九月八 審議日程 選挙争訟制度改正要綱幹事試案、 草野豹一郎 び選挙人名簿に関する事項、選挙運動等に関する事 選挙手続に関する事項、不在者投票制度に関する事 坂順三、佐藤きえ、 鵜飼信成、草野豹一郎、松浦清一、松方義三郎、小 長世吉、神戸正雄、 宫沢俊義 (委員長)、石原永明、 日)、第三回(一〇月一〇日)、第四回(一〇月一一 同時選挙・再選挙に関する事項、立候補制度及 (委員長)、吉村正、田中二郎、 関口泰 南江治郎、 永野重雄、 伊藤幟、 当選無効の原因 細谷松太、 海野普吉 海野普吉

八 (一二二)

なっている。	されている。同法制定及び同調査会の経緯については、
して全選管が収集した一次資料をまとめた第三部、と	声明」)に端を発する公職選挙法制定の一過程としてな
規制の緩和に関する議論をまとめた第二部、それに関連	日本の選挙運動規制への違憲勧告(通称「インボーデン
院の選挙制度に関する審議をまとめた第一部、選挙運動	第一次選挙制度調査会は、一九四九年総選挙に始まる
見」された側面があるだろう。同速記録の構成は、参議	四、解説
DVD版に内蔵されている同速記録は、おそらく「再発	二〇日)、第三回(二月八日)
は作成されていないと認識していた。したがって、本	第一回 (一九五〇年一月一八日)、第二回 (一月
あったかは今まで全く不明であり、筆者自身も同速記録	・第三委員会
た形跡がみられず、実際の審議内容がどのようなもので	一六日)
著名な杣正夫や前述の堀内などの文献において引用され	月二八日)、第三回(一二月六日)、第四回(一二月
次調査会の速記録に関しては、たとえば選挙制度研究で	第一回(一九四九年一一月一四日)、第二回(一一
程度が劣るものであったとされている。もっとも、第一	・第二委員会
た全選管の試案と比較すれば、選挙運動規制の自由化の	二八日)
る側面が強い。その答申の内容は、同年四月に発表され	月九日)、第五回(一二月二〇日)、第六回(一月
(及びその前身の内務省地方局)に大きく影響されてい	月一八日)、第三回(一一月二九日)、第四回(一二
事務局を全国選挙管理委員会がつとめており、全選管	第一回(一九四九年一一月一一日)、第二回(一一
なった」と要約されている。第一次調査会についても、	・第一委員会
員会 (全選管) との間での駆け引きが展開されることと	
案の主導権を握ることで権限強化を狙う全国選挙管理委	第七回(一九五〇年二月一五日)、第八回(九月四
堀内匠の文献において「国会主導化を図るGHQと、法	日)第五回(一〇月一七日)、第六回(一一月一日)、

解題『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)

九(二二三)

	一、参加者(参加者名簿が各委員会の委員順となって	
	いたため、ここでそれも示す)	
(1)	委員(以下一八名)	
	牧野良三(会長)、関口泰(副会長)	
	・第一委員会 宮沢俊義(委員長)、古井喜実、加藤	
	大謳、久布白落実、次田大三郎(臨)	
	・第二委員会 阿部真之助 (委員長)、三輪寿壮、野	
	田武夫、村岡花子、渡辺鋳蔵	
	・第三委員会 島田武夫(委員長)、山崎佐(臨)、大	
	竹武七郎(臨)、岸本義広	
(2)	専門調査員	
	小倉庫次、沢田広	
(3)	幹事	
	吉岡恵一 (全選管事務局長)、金丸三郎 (全選管選	
	挙課長)、石渡猪太郎(全選管管理課長)、鈴木俊一	
	(地方自治庁次長)、長野士郎(地方自治庁行政課	
	長)、奥野誠亮(地方自治庁財政課長)、山田明吉	
	(内閣官房総務課長)、神谷尚男(法務府刑務局刑事	

1 二、諮問と答申 衆議院議員の選挙制度に関して 絡課長)、久保下久二(東京都選管事務局長) 調查普及局長)、田中彰(文部省調査普及局地方連 長)、新井裕(国警本部捜査課長)、河野一之(大蔵 博(最高検察庁検事)、武藤文雄 省主計局長)、白石正雄(大蔵省主計官)、矢野邦雄 (最高裁判所行政局行政第二課長)、辻田力(文部省 (国警本部刑事部

の 緩 和 運動費用の低減選挙運動の形式犯に関する行政罰則 記号式投票制の導入、選挙運動規制の合理化と選挙 選挙管理機関の責務の明確化、小選挙区制の導入、

三、議事録 審議事項(各委員会名簿は既出なので省略)

1

第二委員会 第一委員会 る事項、憲法改正の国民投票に関する事項 選挙法の基本的観念に関する事項、 選挙手続に関す

選挙区制に関する事項、立候補制度に関する試行、 参議院議員選挙に関する事項、教育委員会委員の選

課長)、林修三(法務府法制意見局第一局長)、三堀

経 研 究 第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

政

(=)

第二次選挙制度調査会

解題『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)	第九回(七月二五日)(七月一四日)、第九回(六月八日)、第二回(六月二〇日)、第五回(六月回日)、第七回回(六月二〇日)、第五回(六月回(六月八日)、第三回(六月一四日)、	・第二委員会 第一回(一九五一年六月四日)、第二 、日)、第六回(七月二〇日)、第七回 (八月三日) 回(六月八日)、第五回(七月 回(六月八日)、第三回(六月一五日)、	・第一委員会 第一回(一九五一年六月四日)、第二年五月二九日)、第三回(八月二三日)(七月一一日)、第五回(八月第一回(記載なし)、第二回(一九五一・総会 第一回(記載なし)、第二回(一九五一	 審議日程 審議日程
『度資料 昭和二四~三四年』(安野) 一一(一二五)	と捉えることもできる。あるいは、いわゆるハトマンは、自由党首脳陣における小選挙区制導入の試みの一つ吉岡恵一全選管事務局長の証言もある。つまり同調査会音田首相と牧野会長との間で了解がとられていたというその答申をめぐっては、予め小選挙区制を導入する旨、	査会の会長を務めていることからも理解できる。しかも、者であった牧野良三全国選挙管理委員会委員長が、同調る。それは自由党鳩山派の重鎮で、自らも公職追放解除強」く、また極めて政治色の強い調査会であったといえ、第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が	四、解説 「二三日」、第九回(七月三〇日)、第十 二三日」、第九回(七月三〇日)、第十	七回(七月一六日)、第八回(七月(七月二日)、第六回(七月九日)、第四回(六月二八日)、第五回日(六月二八日)、第五回(六月一一日)、第三回(六月二三・第三委員会 第一回(一九五一年六月四日)、第二

 (以下二〇名) (三)第三次選挙制度調査会 	題まで広範に及んでいる。	員会の審議事項からも明らかなように、小選挙区制導入とも、第二回調査会の審議内容は、第二委員会や第三委
で広範に及んでいる。 無のみならず、選挙の管理・執 の審議事項からも明らかなよう 、第二回調査会の審議内容は、	の審議事項からも明らかなよう、第二回調査会の審議内容は、	
で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。	の審議事項からも明ら、第二回調査会の審議の傾向としていえば、	を根付かせるかに議論の傾向としていえば、
で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。 の傾向としていえば、 の傾向としていえば、 の の 離議 事 項 から も 明ら していえば、 の 審 議 事 項 から も 明ら としていえば、	の審議事項からも明らかなように、小選挙区で、第二回調査会の審議内容は、第二委員会やぎで根付かせるかに議論の力点が置かれている。の傾向としていえば、日本政治に如何にして、委員会、第二委員会、第三委員会)あるが、	を根付かせるかに議論の力点が置かれている。の傾向としていえば、日本政治に如何にして、委員会、第二委員会、第三委員会)あるが、・いずれにせよ、同調査会の速記録は合計四部
で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。	の審議事項からも明らかなように、小選挙区で、「「「「」」」では、「「」」」」では、「」」」」では、「」」」」では、「」」」」」で、「「」」」」」で、「「」」」」」」で、「「」」」」」」」」」」	を根付かせるかに議論の力点が置かれている。 の傾向としていえば、日本政治に如何にしていずれにせよ、同調査会の速記録は合計四部が一般に考えているよりもはるかに高い可能:って、第二回調査会の戦後政治史上の重要
で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。	の審議事項からも明らかなように、小選挙区が一般に考えているよりもはるかに高い可能が一般に考えているよりもはるかに高い可能が一般に考えているよりもはるかに高い可能が一般に考えているよりもはるかに高い可能で ならば、第二回調査会の戦後政治史上の重要 導入論議の一つの契機とみなせるかもしれな ならば、第二回調査会は、五○年代における	を根付かせるかに議論の力点が置かれている。の傾向としていえば、日本政治に如何にしていずれにせよ、同調査会の戦後政治史上の重要導入論議の一つの契機とみなせるかもしれなならば、第二回調査会は、五○年代における
第二回調査会の答申を土台にして、その導入部二回調査会の答申を土台にして、その導入部誌の一つの契機とみなせるかもしれなならば、第二回調査会の戦後政治史上の重要導入論議の一つの契機とみなせるかもしれなならば、第二回調査会の職議の力点が置かれている。 「「し」によ、同調査会の戦後政治史上の重要 「「し」によ、同調査会の戦後政治史上の重要 「し」によ、同調査会の戦後政治史上の重要 「「し」によ、同調査会の支援の治して、 「」」の支援をした。 「」」、 「」、 「	の審議事項からも明らかなように、小選挙区が一般に考えているよりもはるかに高い可能です。 「第二回調査会の審議内容は、第二委員会や話が一般に考えているよりもはるかに高い可能ですれにせよ、同調査会の戦後政治史上の重要 「第二回調査会の戦後政治史上の重要 「第二回調査会の戦後政治史上の重要 「第二回調査会の審議内容は、第二委員会や話 していえば、日本政治に如何にして、 第二回調査会の客議の力点が置かれている。	を根付かせるかに議論の力点が置かれている。 の傾向としていえば、日本政治に如何にして、 すて、第二回調査会の戦後政治史上の重要 導入論議の一つの契機とみなせるかもしれな すれにせよ、同調査会の戦後政治史上の重要 導入論議の一つの契機とみなせるかもしれな が一般に考えているよりもはるかに高い可能 が一般に考えているよりもはるかに高い可能 が一般に考えているよりもはるかに高い可能 が一般に考えているよりもはるかに高い可能 の傾向としていえば、日本政治に如何にして、 を最く、第二回調査会の戦後政治史上の重要
で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。 で広範に及んでいる。	の審議事項からも明らかなように、小選挙区が一般に考えているよりもはるかに高い可能です。 第二回調査会の答申を土台にして、その導入 に関連してなされた一九五五年及び五六年の一 の傾向としていえば、日本政治に如何にして、 を根付かせるかに議論の力点が置かれている。 第二回調査会の戦後政治史上の重要 が一般に考えているよりもはるかに高い可能 が一般に考えているよりもはるかに高い可能 が一般に考えているよりもはるかに高い可能 で、第二回調査会の戦後政治史上の重要 の傾向としていえば、日本政治に如何にして を根付かせるかに議論の力点が置かれている。	を根付かせるかに議論の力点が置かれている。 第二回調査会の答申を土台にして、その導入 に関連してなされた一九五五年及び五六年の一 に関連してなされた一九五五年及び五六年の一 で、第二回調査会の戦後政治史上の重要 って、第二回調査会の戦後政治史上の重要 って、第二回調査会の戦後政治史上の重要 に関連してなされた一九五五年及び五六年の一 の傾向としていえば、日本政治に如何にして

牧野良三(会長)、 関口泰 (副会長)、宮沢俊義、 古

2 3 幹事 銕蔵、 長)、新井裕(国警本部捜査課長)、河野一之(大蔵 博(最高検察庁検事)、武藤文雄 課長)、林修三(法務府法制意見局第一局長)、三堀 長)、奥野誠亮(地方自治庁財政課長)、山田明吉 举課長)、石渡猪太郎(全選管管理課長)、鈴木俊 吉岡恵一 (全選管事務局長)、金丸三郎 (全選管選 小倉庫次、沢田広 専門調査員 武藤武雄 義広、喜多荘一郎 阿部真之介、三輪寿壮、野田武夫、村岡花子、 井喜実、加藤大謳、久布白落実、次田大三郎 連絡課長)、久保下久二(東京都選管事務局長) 省調查普及局長)、田中彰(文部省調査普及局地方 省主計局長)、白石正雄(大蔵省主計官)、矢野邦雄 (最高裁判所行政局行政第二課長)、 関口隆克 (地方自治庁次長)、長野士郎(地方自治庁行政課 (内閣官房総務課長)、神谷尚男 (以下十八名) 島田武夫、山崎佐 (臨)、坂千秋(臨)、平野力蔵 (臨)、 (法務府刑務局刑事 大竹武七郎、 (国警本部刑事部 (文部 (臨)、 岸本 渡辺

| - | (| - | - | - | - |

			•			•	2			•			•	1	11	•		•	,
日)、第五回(五月八日)、第六回(五月一三日)	二二日)、第三回(四月三〇日)、第四回(五月七	第一回 (一九五二年四月一九日)、第二回 (四月	日本国憲法改正国民投票制度に関する委員会	三〇日)、第九回(六月五日)	第七回(一九五二年四月一七日)、第八回(五月	総会	審議日程	荘一郎、三輪寿壮、武藤武雄	阿部真之助(委員長)、島田武夫、渡辺銕蔵、喜多	参議院議員選挙制度に関する小委員会	秋、野田武夫	次田大三郎(委員長)、山崎佐、大竹武七郎、坂千	日本国憲法改正に関する小委員会	小委員会名簿	、議事録	参議院制度改正要綱案(右と同様)	は末尾の原文のコピーを参照されたい)	日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱(詳細	、諮問と答申
女臣要尚こついてい誓義がなどれており、そつ内容こ割	式投票方法を用いる」とある。また参議院議員選挙制度	日以後九十日以内に行う。一、投票は賛成、反対の記号	民投票は国会が憲法改正の発議を提案した日から三十五	の投票権は衆議院選挙の選挙権を持つ者とする。一、国	として審議されている。答申の主軸は、「一、国民投票	ら、憲法改正の国民投票制度の要綱にかかわるものが主	う会長辞任のために答申が延期されていたもののなかか	うち、五二年総選挙や牧野良三の国会議員への復職に伴	第三次選挙制度調査会は、第二回調査会の審議事項の	四、解説	波多野鼎)	西邦敏、堀真琴、古田徳次郎、住本利男、塩谷信雄	一回限り(一九五二年五月二日。公述人は以下。大	・参議院議員選挙制度に関する公聴会	日)、第八回(七月一九日)	一六日)、第六回(六月二四日)、第七回(七月四	(速記なし)、第四回(五月一三日)、第五回(六月	第一回(一九五二年四月一八日)、第二回 · 第三回	・参議院議員選挙制度に関する委員会

	林
	③ 幹事(以下十九名)
1	② 専門調査員(欠員と記載あり)
—	島幸太郎 (臨)、島田孝一
	郎、小池隆一、坂千秋、佐野保房、沢田竹治郎、宮
	(臨)、矢部貞治、竹内原忠雄、柳瀬良幹、松村真一
	栄(臨)、田上穣治(臨)、海野普吉、大竹武七郎
•	牧野良三(会長)、宮沢俊義(副会長(臨))、我妻
	① 委員(以下十六名)
	一、参加者
	(四)第四次選挙制度調査会
	る _°
	れた小選挙区制導入の答申に関する議論も多く含んでい
	となりうる。もっとも、同速記録の内容は、前年に出さ
	非や参議院の選挙制度を考察するうえで重要な一次資料
	同速記録の内容は、現在の憲法改正の国民投票制度の是
	一〇頁)ものとしていることに特徴がある。したがって、
	百五十入は選挙、百人は推せんによる」(同速記録、
	しては、「二、議員定数は、二百五十人とし、そのうち
	政 経 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)

郎、宮島幸太郎

宮沢俊義 (委員長)、

我妻栄、

田上穰治、

大竹武七

一、議事録 小委員会委員 と推定する。 修学学生等の選挙権の居住要件に関する事項 、諮問と答申 付)、久保下久二(東京都選管事務局長) 刑事局長)、阿川清道(民事局第二課長)、平賀健太 裕 治庁財政部長)、奥野誠亮(自治庁税務部長)、新井 挙長)、桜沢藤兵衛(自治庁管理課長)、後藤博 合はこの限りではないが、その居住地等にあるもの 下宿学生等の住所は、郷里を住所として申し出た場 大学学術局学生長)、矢野邦雄(最高裁判所行政局 清助(文部省大学学術局長)、西田亀久夫(文部省 務課長)、松村清之(自治庁官房総務課長)、石渡猪 金丸三郎(自治庁選挙部長)、佐久間彊(自治庁選 (参事官)、山威一郎(大蔵省主計局主計官)、稲田 (自治庁会計課長)、小林与三次(自治庁行政部長)、 (国警本部刑事部捜査課長)、岡原昌男 (法務省 自

一四(二二八)

いて大本り一次をみるこをり、学生等り選挙権は郷里にある 第四次選挙制度調査会は、学生の選挙権は郷里にある 第四次選挙制度調査会は、学生の選挙権は郷里にある 第四次選挙制度調査会は、学生の選挙権は郷里にある 第四次選挙制度調査会は、学生の選挙権は郷里にある 第四次選挙制度調査会に、世間からの批判を受けたこと とした旧自治庁の通達が、世間からの批判を受けたこと とした旧自治庁の通達が、世間からの批判を受けたこと ない措置であったことは認めるが立法措置によ なたない措置であったことは認めるが立法措置によ なたない措置であったことは認めるが立法措置によ ないう意見が大多数」であり、「できる限り選挙権は郷里にある に端を発している。そこで政府が選挙制度調査会に対 いう意見が大多数」であり、「できる限り選挙権は郷里にある ないか澤佐重喜(自)、大達茂雄(自)、中田吉雄 にたれ)、株正朝二(正社)、株正朝二(正社)、冷木養男(近社)、中田 とるべきと決定されている。 とるべきと決定されている。 ない時帯項としてこの点合理化するような立法措置を したわり一次をみるこをり、学生等り選挙権に関サ いの市道権にある たるべきと決定されている。

解題『DVD─ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野) 一五 (一二九)

ダー」の基盤となった点で非常有名である。事実、参加	① 小委員会委員
第五次及び第六次調査会は、いわゆる「ハトマン	二、議事録
四、解説	記録から引用。頁数の記載なし)
六日)	選挙制度の改正について貴会の意見を問う」(同速
月二七日)、第十一回(三月五日)、第十二回(三月	に関する答申があつたが、右に関する選挙区その他
日)、第九回(一九五六年二月二〇日)、第十回(二	「衆識院議員の選挙について先に小選挙区制の採用
日)、第七回(一二月一二日)、第八回(一二月一九	二、諮問と答申(記載なし。諮問は次の通り)
日)、第五回(一〇月三一日)、第六回(一一月二一	(大蔵事務次官)、森永貞一郎(大蔵省主計局長)
日)、第三回(九月二二日)、第四回(一〇月一〇	義続(最高検察庁検事(刑事部長))、平田敬一郎
第一回(一九五五年七月二六日)、第二回(九月九	刑事局長)、清原邦一(最高検察庁次長検事)、馬場
・小委員会	長)、岸本義広(法務事務次官)、井本台吉(法務省
日)、第五回(七月二〇日)、第六回(七月二六日)	石井栄三(警察庁長官)、中川薫治(警視庁刑事部
一〇日)、第三回 (六月二四日)、第四回 (七月八	(自治庁行政部長)、森田優三(総理府統計局長)、
第一回(一九五五年五月二六日)、第二回(六月	庁次長)、兼子秀夫(自治庁選挙部長)、小林与三次
・ 総 会	長)、野木新一(法制局第二部長)、鈴木俊一(自治
 ③ 議事日程 	田中栄一(内閣官房副長官)、高辻正巳(法制局次
矢部貞治、吉川末次郎、吉村正	② 幹事(以下十五名)
田藤太郎、松崎権四郎、御手洗辰雄、安井誠一郎、	山政道
三樹二、中村高一、小林武治、坂千秋、下村宏、藤	貞治、山浦貫一、山高茂、吉川末次郎、吉村正、蝋
次田大三郎(委員長)、星島二郎、小澤佐重喜、森	松村権四郎(臨)、御手洗辰雄、安井誠一郎、矢部
	政 経 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)

	も当てはまる。
	る。また同様の傾向は、小委員会の速記録をみる限りで
	す紛糾した様子が当時の新聞報道でも明らかになってい
	記載なし)では、小選挙区制導入の答申の採決をめぐっ
	伺える。事実、一九五六年三月一三日の総会(速記録に
	選挙区制導入の答申を出すことはかなり難航した様子が
	には社会党系の議員も多く選任されていたことから、小
	大部分が小選挙区制論者であ」った一方で、委員のなか
	報道を概観する限り、「政府が任命した委員の顔触れの
(2)	なっていたことがわかる。もっとも、審議内容や当時の
	う促すもので、当初から小選挙区制導入ありきのものと
	回調査会における小選挙区制導入の答申を再検討するよ
	るなどの変化が目立つ。その諮問の内容は、前述の第二
	加していたのに対して大蔵事務次官が参加していたりす
	いたり、あるいはそれまで幹事として大蔵主計局長が参
	として、各党派の現職国会議員が委員として選任されて
	経験者のほかに国務大臣および政府職員をいれ」た結果
(1)	員の数を十五名から三十名以内に増員しこの判には学識
	較にならないほど、人員が拡充されている。とくに「委
	者名簿の内容をみても、委員・幹事ともに今までとは比

郎、 、参加者 幹事 山浦貫一、山高茂、 坂千秋、下村宏、杉村章三郎、田上穣治、 響
書
志
、 阿部真之助、 委員(以下三〇名) 高橋雄豺、滝田実、野村秀雄、 有馬忠三郎(会長)、長谷部忠(副会長)、足立正、 御手洗辰雄、三宅晴輝、 (以下一四名) 大石義雄、唐島基智三、小島憲、 明峯嘉夫、潮田江次、 吉田直治、吉村正 矢部貞治、 船田文子、 内田秀五郎、 安井誠一郎、 松村真一 田辺繁子、 近藤操、

海

(六) 第七次選挙制度調査会

藏省主計局長)、東京都選管事務局長(加藤春吉) 文(最高検察庁検事(刑事部長))、森永貞一郎 **庁刑事部長**)、竹内寿平 小田原登志郎(総理府統計局長)、中川薫治(警視 局選挙課長)、桜沢藤兵衛(自治庁選挙局管理課長)、 井貞夫(自治庁行政局長)、皆川迪夫(自治庁選挙 局次長)、野木新一(法制局第二部長)、鈴木俊一 山本浅太郎(内閣官房総務課長)、高辻正巳(法制 (自治事務次官)、兼子秀夫(自治庁選挙局長)、藤 (法務省刑事局長)、 柳川真 テ

解題 『DVD—ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野) 一七 (一三一)

政 経 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)	
二、諮問と答申(記載がないため、諮問を示す)	の 問
「参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙	て
区制その他選挙制度について、改正を加える必要が	の
あるか。もしあるとするならば、その要綱を示され	方器
たい」(同速記録、九頁)	終的
三、議事録	状能
· 総会	슻
第一回(一九五七年一〇月二二日)、第二回(一〇	報
月二三日)、第三回(一〇月二九日)、第四回(一一	割
月一二日)、第五回(一一月一九日)、第六回(一一	に
月二六日)	 +
四、解説	が、
第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を	の
発しているが、その他の重要な審議事項として、昭和の	X
大合併や人口の変化に伴う地方議会の選挙区割りや議員	規
定数の是正についても議論されることとなったとされて	置2
いる。その審議過程は、まず参議院全国区の選挙制度の	定さ
変更について焦点が当てられ、そこでは「直接公選制を	+-
廃止して、間接選挙制をとることが違憲か、どうか」 に	こっ
ついて焦点があてられた。だが議論が難航したため、こ	な

された。」が主たる内容となっている。これは一月二一日に決 いる。だがDVD版に記録されている資料集には、そ迎に関する小委員会がその後設置されたと報じられ なお前述の参議院全国区の問題に関しては、結局のと 旳な過程については、現時点で一次資料が存在しない 後の小委員会の速記録は記載されていない。これは地 **ら地方議会選挙の問題とは分離して議論されることと** ル五八年一月一五日付の おいて採択された。その具体的な試案については、 りについての答申は、翌五八年一月一五日に小委員会 追などで足跡をたどると、都道府県議会議員の選挙区 **悲であることがわかる。そこで補足として、第六回総** 選挙の議論についても同様であり、答申が出された最 **正による選挙区の特例を受けた都市に関する経過措** ・「分区」の基準、⑥町村合併促進法第十一条の五の 「合区」、③飛地の扱い、④大都市の「分区」、⑤「合 (一九五七年一一月二六日)以降の議論について新聞 ており、五八年二月一一日の小委員会において、四 長いので省略すると、「①選挙区の原則、②小都市 『朝日新聞』 の朝刊が詳しい

一八(二三一)

局長)、中川薫治(警察庁刑事局長)、竹内寿平(法治庁選挙局管理課長)、小田原登志郎(総理府統計川迪夫(自治庁選挙局選挙課長)、桜沢藤兵衛(自	(自治事務次官)、村松清之(自治庁選挙局長)、皆次長)、野木新一(法制局第二部長)、小林与三次梅本純正(内閣官房総務課長)、高辻正巳(法制局	② 幹事(以下一三名)	宮島幸太郎、安井誠一郎、山浦貫一、山高茂、矢部子、長谷部忠、船田文子、松村真一郎、三宅晴輝、	杉村章三郎、高橋雄豺、田上穣治、滝田実、田辺繁野普吉、大石義雄、唐島基智三、小島憲、近藤操、	阿部真之助、井出成三、潮田江次、内田秀五郎、海島田武夫(会長)、御手洗辰雄、明峯嘉夫、足立正、	① 委員(以下三〇名) 一、参加者	(七)第八次選挙制度調査会	続報は確認できない。 月以降議論することが決定されたと報じられているが、
 ② 議事日程 	真一郎、宮島幸太郎、山高茂、矢部貞治、吉田直治、三、近藤操、高橋雄豺、田上穣治、長谷部忠、松村小島憲(委員長)、明峯嘉夫、阿部真之助、井出成	① 小委員会委員三、議事録	数不均衡の是正と中立的な選挙区画定委員会の設置啓発体制の拡充、選挙の適正な管理執行の確保、定	級公務員等の地位利用による運動の制限強化、選挙強化、立候補の自由・公営制度の悪用への対策、高	選挙運動費用制限の見直し、選挙腐敗に対する対応選挙運動規制の自由化・合理化、選挙公営の拡充、	小選挙区制の導入等による政党本位の選挙の実現、・選挙の公明化に伴う衆議院議員の選挙制度について	二、諮問と答申(東京都選管事務局長)	部長))、石原周夫(大蔵省主計局長)、関岡賢一務省刑事局長)、熊沢孝平(最高検察庁検事(刑事

解題『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野) 一九(二三三)

政 経 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)	1 〇 (三)
第一回(一九五九年一一月五日)、第二回(一一月	挙の公明化に関すものが中心で、選挙運動規制の合理
二五日) 一六日)、第三回(一一月二四日)、第四回(一二月	強化などに特徴がある。化・規制緩和と同時に、悪質な違反に対する罰則規定の
・小委員会	
一〇日)、第三回(一二月一四日)、第四回(一二月第一回(一九五九年一二月三日)、第二回(一二月	五 おわりに
一八日)	以上が『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/
四、解説	選挙制度資料 昭和二四~三四年』に関する概要になる。
第八次選挙制度調査会は、前回の調査会において参議	筆者自身が、選挙制度全般の問題や五〇年代の政治的問
院全国区の改正に関する審議が未了のままであったため、	題に必ずしも詳しくないために、ここでは同資料集の基
任期のきれた委員を再任し再度選挙制度に関する答申を	礎情報について言及するに留まっている。しかしながら
行うために発足している。もっとも、その発足の過程で	同調査会で審議された事項が極めて多岐に及び、その参
は、前回の参議院全国区の問題というよりもむしろ、	加者も重要人物ばかりということは、この概要からも伺
「最近は売名立候補の防止、選挙公営、法定選挙費用の	い知ることができただろう。そこでもし、ここで審議さ
増額など公職選挙法の改正を要望する声が高まって」い	れた選挙制度の事項のうち、個別の事項や人物に関心が
ることが重視されたことから、「公明選挙の実現方法」	ある場合は、実物でその内容を確認していただければ幸
を諮問することになった。これらの点については、一二	いである。あるいは、同資料集に関する事実関係を整理
月一四日に小委員会が設置され、一八日の調査会総会	する限り、審議内容が「歯抜け」になっていて、全ての
(速記なし。事実関係不明)で岸首相に答申する予定で	内容を網羅的に示しているわけでもないことも明らかで
あると報じられている。その答申の内容については、選	ある。その点に関しては、たとえば当時の『選挙』や

ろう。 域に属する全ての研究者に利益をもたらすことは確かだ	の重要性と可読性を考慮した場合、電子化作業が	府から確認をとっている)様々な障害がある。だが資料	れは現時点で内閣府が保有している旨、文科省及び内閣	長された結果、一部の資料には著作権が残っており、こ	手続的にも(著作権の保護期間が五〇年から七〇年に延	は物理的にも(同速記録は総計一万頁を優に超える)、	様にまとめることができればと考えてはいるが、	としては、今後は「選挙制度審議会」の議事速記録も同	補足していただければ幸いである。なお筆者個人の願望	書館に寄贈されている資料など閲覧したりすることで、	販売している『矢部貞治関係資料集』及びその他国会図	 選挙時報』の記載であったり、あるいは丸善雄松堂が
う る 全	と可	認を	点で	結果、	÷ €	時にも	める	(今)	いた	間だ	いる	報じの
て の 研	記性を	とって	内閣府	一部	者作権	(同事	ことが	後 は 一	たけれ	れてい	「矢部	、 記 載
究者	考慮	いる	が保有	の資料	福の保護	述記録	でき	選挙	ば幸	いる資	i 貞 治 l	であつ
に利益	した 場	様々	有して	料には	護期 間	は総	ればと	制度審	いであ	料なじ	関係資	たり
をも	合、一	、な障	いる	著作	前が五	計一下	さ考え	国議会	る。	と閲覧	「料集	、あっ
たらす	電子化	害があ	」 ↓	権が残	〇 年 か	カ頁を	てはい	」 の 議	なお箏	した	及び	るいは
こと	作業	る。	く科省	スって	ら七	優に知	るが	職事速	手者個	りする	しその	丸善
は 確 か	がこの領	だが容	及び内	おり、	〇年に	超える	、これに	記録と	人の 願	こと	他国会	雄松台
がだ	領	貝料	閣	Z	延	, (e	に	o 同	限望	で、	国	王 が

解題『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)

十、日本国憲法改正案は、中央選挙管理会が国民の承認を経た旨の	内閣総理大臣 吉田 茂殿
審査の例によるものとする。	副会長 関 口 泰
九、開票の結果の中間集計及び全国集計は、最高裁判所裁判官国民	選挙制席調査会長代理
るときは国民の承認を経たものとする。	昭和二十七年十二月二日
八、賛否不明の投票は無効とし、賛成投票が有効投票の過半数であ	なお、調査会における審議経過の概要を別紙の通り報告する。
3°.	本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱を次の通り答申する。
票及び開票は、原則として衆議院議員の選挙の例によるものとす	昭和二十六年五月二十二日本調査会に付譲された諮問に対し、日
七、投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙のそれらによる外、投によつて表示させる記号式とするものとする。	2 選挙制度調査会答申
く、受異よ、変化之寸の原則と受す、とついずておと来るなと記書るものとする。	を示されたい。
五、国民投票の期日は、少くとも三十日前に内閣総理大臣が告示すを調製するものとする。	べきものがあると認める。よつて、調査の上、これに対する要綱最近行われた各種の選挙の実際に鑑み、選挙制度の上に改正す
簿を用い、特別の国民投票を行う場合には、更に補充選挙人名簿	記
四、国民投票を行う際には、国会議員の選挙の際に用いる選挙人名者とする。	選挙制度の調査について左記のとおり貴会に諮問する。選挙制度調査会会長服
三、国民投票の投票権を有する者は、衆議院議員の選挙権を有する	内閣総理大臣 吉 田 茂
N9°	昭和二十六年五月二十二日
から三十五日以後九十日以内に行わなければならないものとす	諮問第二号
二、国民投票は、国会において日本国憲法の改正を発議提案した日するかを決定しなければならないものとする。に、特別の国民投票に付するか、又はいずれの選挙の際投票に付	1 諮 問
一、国会が日本国憲法の改正を発識提案したときは、国会は、同時	及び答申等
要綱	二、 選挙制度調査会諮問
4会の答申(同速記録より引用)	図一 一九五二年選挙制度調査会の答申
()+ +) + +	政 経 研 究 第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)

5

告示をしたときには、直ちに公布、施行することができるものと

十一、国民投票に関し異議がある投票権者は、国民投票の結果の告 五人をもつて組織する特別部を設けてこれに当らせるものとす る。この訴訟の東京高等裁判所における審理については、裁判官 がある者は、更に最高裁判所に上告することができるものとす 示の日から三十日以内に東京高等裁判所に出訴しその判決に不服

異動を及ぼす虞がある場合に限り、投票の全部又は一部の無効を 判決しなければならないものとする。 ず速かにその裁判をしなければならないものとし、投票の結果に 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわら

- 十二、訴訟の結果再投票を行う場合においても、その結果が確定す 影響を及ぼさないものとする。 るまでは従前の投票の結果に基く日本国憲法の改正規定の施行に
- 十三、国民投票に影響を及ぼす運動は、原則として自由とし、罰則 運動は、当該候補者の選挙運動とみなすものとする。 われる場合において、当該選挙の候補者が行う国民投票のための するものとする。但し、国民投票が国会の定める選挙と同時に行 は、投票の自由、公正及び秩序を確保するため必要なものに限定
- 十四、国民投票に関する事務は、中央選挙管理会をして管理させる ものとする。

附帯事項

かに国会法その他において議事手続その他の規定を整備されたい。 日本国憲法の改正に関する国会の発護及び提案について、すみや

別 紙

解題

調査会における審議経 過の概要

果、答申の通り、その要綱を議決しました。 国憲法の改正に関する国民投票制度につき、慎重に審議を重めた結 きに衆議院議員の選挙制度について答申をしましたが、その後日本 本調査会は、昭和二十六年五月二十二日附諮問第二号に基き、さ

案を受けとるところを起点として考究したのであります。 ね、本要綱では国民投票制度を国会が発議提案した日本国憲法改正 がなされたものと考え、発議提案の方法は国会の議事手続規程に委 の二以上の賛成による議決があつたときは同時に国民に対する提案 の内部的な議事手続であり、国会において、各議院の総議員の三分 しらるものであるから、発識の方法というべきものは、いわば国会 議は、国会のみが各議院の総議員の三分の二以上の賛成をもつてな と「提案」の意義、方法及び両者の関係並びに本要綱において規律 すべき範囲についてであります。これらについては、憲法改正の発 ための投票の手続を定めるものであるが、憲法にいう国会の「発議」 会が発識提案した日本国憲法の改正案に対し、国民の承認を求める 次に、要綱の第一についてであります。 先ず、総論的に問題とされた事項は、この国民投票の制度は、国 次に、本要綱について、順を追つて審議の概要を申し上げます。

票を併せて行らことのできる選挙の種類をこの国民投票法で定めて る際に国会が同時に決めることとしたのであります。なお、国民投 るとととされておりますが、そのいずれで行うかは、発識提案をす るか又は国会の定める選挙の際併せて行うか、いずれかの方法によ おくかという問題もありましたが、との点は、国会に一任すること 日本国憲法第九十六條による、国民投票も特別の国民投票に付す

『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野) 1三 (一三七)

6

政
経
研
究
第
五十
七
<u> </u>
合
台版
仓第
七巻第二
仓第二号(
一号
一号(二〇二
一号

- ととするか。 判決があつたものとみなし最高裁判所に上告することができるこを設けることとし、×の期間内に判決がないときは、訴の棄却の
- のとするか。 のとするか。
- るか。 るか。
- 正国民投票管理委員会の構成をどうするか。 称)を設けて管理させるものとするか。この場合において憲法改十五、国民投票に関する事務は、憲法改正国民投票管理委員会(仮

4 参議院制度の改正に関する

(昭二七、四、一七)

一、六年の任期は、長すぎないか。

二、全国区及び都道府県別選挙区の現行制度に検討を加える必要は

三、国民の直接選挙によらない一定数の議員を認める 必要 は な い

(備考)

参議院職員が国務大臣及び政務官の職に就くことを禁止する必要

四、現行定数(全国区百人地方区一五〇人)を検討する必要はない

D's

五、半数改選の制度は、適当か。

六、被選挙権の要件は、現在のまゝでよいか。

ことゝする必要はないか。

八、繰上補充は、同点者に限る必要はないか。

九、投票の方法、立候補制度、選挙運動、罰則等の制度は、概ね、

か。

先に答申された衆議院議員選挙制度改正要綱に準ずるものとする

5 参議院議員選挙制度改正要

一、識員の任期は、四年とするか。

は推せんによる。

数を選挙するものとする。

四、選挙権及び被選資格は、現行通りとする。

五、推せんによる議員は、選考委員会において選考した者を、二年

ごとに五十人ずつ指名する。

六、選考委員は、委員十二人をもつて組織する。

労働界代表二人を、衆議院において指名するものとする。及び最高裁判所長官の外、言論界代表二人、大学学長代表二人、営業務委員会の委員は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

11

二四 (一三八)

	一、議員定数は、現行通り匹百六十六人とすること、
その具体的方法は、左のその具体的方法は、左のこと。	
こ、投票 このをすり クロシアトロラン と言う との こう とう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょ	第二 選挙区に関する事項
こ、投票	通じて国民の政治常識を獲い、その向上に努めなければならない。
この理想サークスステレーティーショーの「コーヨー」言言です。	第五條選挙管理委員会は、この法律の趣旨に従い、あらゆる機会を
この過ぎましのシステンレモデヤ このましのコーヨー育っている	2 選挙運動は、公明正大に行われなければならない。
こ、鰻養明日の公示又は当下す、その朝日の二十五日前までとす	の正しい判断を求めることを本旨とする。
制度を採用することができ	第四條 選挙運動は、候補者の人物及び政見を選挙人に知らせ、そ
し、市町村の選択によつて、長期据置制のルーズリーフ式名簿	ために尽す熱意を有するものでなければならない。
一、選挙人名簿の制度は、原則	第三條 候補者は、国民の代表者として、高い識見を備え、公共の
第三 選挙手続に関する事項	しなければならない。
	2 選挙人は、公共の福祉を旨とし、良心に従つて選挙権の行使を
阿 ,一町村の区域は、これを二以上の選挙区に分けることがで	人もこれを尊重しなければならない。
又はその一部を併せて一	第二條 選挙権は、国民固有の権利である。自らこれを尊重し、何
(目)やむを得ない場合においては、郡市区の一部を他の郡市区	2 選挙は、自由且つ公正に行われなければならない。
12.2°	政の根本を決定する最高意思の表明である。
国	第一條選挙は、国民主権の趣旨に従い、国民の代表者を選び、国
() 必要がある場合には、 、郡市区の区域を合せて一選挙区とし、	の規定を置くこと。
	選挙に関する基本観念を明らかにし、その徹底を期するため、左
五、選挙区の区域を定める場合においては、	第一 選挙の基本観念に関する事項
) めること。	綱 (昭二、八、二八)
四	6 衆議院議員選挙制度改正要
国勢調査人口)に比例して配当する方法によること。	
残余の定数(四百二十人)を人口(昭和二十五月十月一日現在	委員の任期は、二年とする。
三、議員定数の配当は、各都道府県に対し一人を平等に配当し、	選考委員会は、内閣総理大臣を委員長とする。

12

解題『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野) 二五 (一三九)

(6) 同上。 (6) 同上。 (6) 同上。	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) なお回次の数については、速記録の数をそのまま記のぎの回次こうってよ、当時の新聞記事などを概観する限りでも統一した数え方があるわけではないことに留意されたい。たとえば読売新聞を一例とすれば、本稿で第七次としているえば読売新聞を一例とすれば、本稿で第七次としている、その一方で本稿が第八次と記載した一九五九年調査会」と記載されて(一九五七年 調査会に関して「第五次選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会社で、「1) なお回次の数については、速記録の数をそのまま記
-------------------------------	---	---

25	24	23	$\widehat{22}$	21	20	<u>19</u>	<u>18</u>	<u>17</u>	<u>16</u>	<u>15</u>	<u>1</u> 4	<u>1</u> 3	<u>12</u>	聞朝	<u>11</u>	<u>10</u>	第	9	8	断か	ぎる」	あつ	$\overline{2}$
一九五九年一二月一一日付朝日新聞朝刊。	一九五九年一〇月二四日付朝日新聞朝刊。	一九五九年六月三〇日付朝日新聞夕刊。	一九五八年二月一二日付朝日新聞朝刊。	一九五八年一月二二日付朝日新聞朝刊。	一九五八年一月一五日付朝日新聞朝刊。	一九五七年一二月六日付朝日新聞夕刊。	一九五七年一〇月二四日付朝日新聞朝刊。	一九五七年一〇月四日付朝日新聞朝刊。	一九五七年九月二五日付朝日新聞夕刊。	一九五六年三月一三日付朝日新聞朝刊。	一九五五年一〇月二日付朝日新聞夕刊。	一九五五年五月二六日付朝日新聞朝刊。	一九五五年五月六日付朝日新聞朝刊。	羽刊の社説が詳しい。	同問題に関しては、一九五四年五月二一日付朝日新	一九五二年一二月三日付朝日新聞朝刊。	二巻第一一号、一九五九年)五〇頁。	鈴木俊一他「戦後における選挙制度を語る」(『選挙』	堀内・前掲注(4)六五頁。	~ら第二委員会に審議事項となっている。	○」(第二委員会速記録、一七頁)という牧野会長の判	ったが、 「どうもあなたのところがちよつと仕事が多過	同事項に関しては、本来第三委員会の審議事項で

二六 (一四〇)

政経研究

第五十七巻第二号(二〇二〇年十月)

ジョン・ステュア	· — }	• =	ミル	
『代議制統治論』	自刍	筆草	高	
――第6章と第7章	(翻刻)			
	川 吉	又 野		祐笙
		野井		馬介
アーマ	7ス・	ロッ	クリ	_

日本大学図書館法学部分館(法学部図書館)は、ジョン・ステュアー ト・ミル(John Stuart Mill. 1806-1873)の『代議制統治論』自筆草稿を所 蔵している。私たち著者は、前稿に引き続き、本草稿の翻刻に取り組ん でいる。本稿で翻刻されるのは、『代議制統治論』第6章と第7章である。

なお、第7章の題名は、「真の民主政と偽の民主政について。全員の代 表、そして多数者だけの代表」であるが、出版に際して、その英語章題 は、"Of True and False Democracy; the representation of all, and the representation of the majority only"から"Of True and False Democracy; representation of all, and representation of the majority only"へと変更さ れている。

翻刻に際して、翻刻文に下線が引かれているものは、ミル本人よって 下線が引かれていることを表している。翻刻文に二重の下線が引かれて いるものは、私たちが翻刻できなかったものを、灰色に着色されている ものは、いまだその翻刻に確信が持てないものを表している。() で示 された部分はミルによるもの、[]]で示された部分は、筆者たちが補っ たものである。 政経研究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

凡例

下 線:ミル本人によって引かれた線
 二重下線:筆者たちが翻刻できなかった単語
 灰色部分:翻刻に確信が持てない単語
 ():ミル本人が記したもの
 []:筆者たちが補ったもの

Bibliography : [Considerations on Representative Government]. [s.l.] : [s.n.]. [1860]. Untitled autograph manuscript. 228 leaves in 11 [A to K] quires. A quire: 24 leaves, B quire: 24 leaves, C to J quire: each 20 leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank).

私たちのこれまでの翻刻結果、および草稿と原典との対照は、以下の表のと おりである。

表1 掲載誌/Journals

Preface [Ch.1] To what extent forms of government are a matter of choice	「ジョン・ステュアート・ミル『代議政治論』自筆草稿— 序言と第1章 (翻刻) — J『法学紀要』60巻、2019年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." Transcription of Preface and Chapter 1. <i>HOGAKU KIYO</i> . Vol. 60. 2019. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/bulletin/bulletin_60.html						
[Ch. 2] The Criterion of a good Form of Government [Ch. 3] That the ideally best form of government is representative government	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿— 第2章と第3章 (翻刻) — J『政経研究』56巻4号、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." Transcription of Chapter 2 and 3. <i>SEIKEI KENKYU</i> . Vol. 56(4). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_56_4. html						
<pre>[Ch. 4] To what society representative government is inapplicable [Ch. 5] What are the proper functions of representative bodies</pre>	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 第4章と第5章 (翻刻) ——」『政経研究』57巻1号、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 4 and 5. <i>SEIKEI KENKYU</i> . Vol. 57(1). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_57_1.html						
<pre>[Ch. 16] Of Nationality, as connected with Representative Government [Ch. 17] Of the government of dependencies by a free state</pre>	「ジョン・ステュアート・ミル『代議政治論』自筆草稿— 第16、17、18章 (翻刻) ——」『法学紀要』61巻、2020年 John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Consideratio on Representative Government." Transcription of Chapter 16, 1 and 18. HOGAKU KIYO. Vol. 61. 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/bulletin/bulletin_61.htm						
of dependencies by a free state [Ch. 18] O f F e d e r a l Representative Governments 川又祐「J.S. ミル『代議政治論』自筆草稿(日本大学法学部図書館所蔵)について」『政経研究』 52巻 2 号、2015年 Kawamata. H. "John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript Considerations on Representative Government in the Nihon University College of Law Library." <i>SEIKEI KENKYU</i> . Vol. 52(2). 2015.							

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_52_2.html

ジ

、 ョン ・

ステュアー

ŀ

・ミル

代議制統治論』自筆草稿

(川又・吉野・荒井・ロックリー)

帖・紙葉	自筆草稿章題	原典初版章題
A_002-013	To what extent forms of government are a matter of choice.	Ch.1. TO WHAT EXTENT FORMS OF GOVERNMENT ARE A MATTER OF CHOICE.
A_014-024~ B_001-008	The Criterion of good Form of Government	Ch.2. THE CRITERION OF GOOD FORM OF GOVERNMENT.
B_009-022	That the ideally best form of government is representative government	Ch.3. THAT THE IDEALLY BEST FORM OF GOVERNMENT IS REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
B_023-024~ C_001-009	To what societies representative government is inapplicable	Ch.4. UNDER WHAT SOCIAL CONDITIONS REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS INAPPLICABLE.
C_010-020~ D_001-002	What are the proper functions of representative bodies	Ch.5. OF THE PROPER FUNCTIONS OF REPRESENTATIVE BODIES.
D_003-018	Of the infirmities & dangers to which representative government is liable.	Ch.6. OF THE INFIRMITIES AND D A N G E R S T O W H I C H REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS LIABLE.
D_019-020~ E_001-013	Of True & False Democracy; the representation of all, & the representation of the majority only.	Ch.7. OF TRUE AND FALSE DEMOCRACY; REPRESENTATION OF ALL, AND REPRESENTATION OF THE MAJORITY ONLY.
E_014-020~ F_001-011	Of the extension of the suffrage.	Ch.8. OF THE EXTENSION OF THE SUFFRAGE.
F_012-020~ G_001	Of the mode of voting.	Ch.10. OF THE MODE OF VOTING.
G_002-004	Of the duration of Parliaments	Ch.11. OF THE DURATION OF PARLIAMENTS.
G_005-011	Ought there to be two or only one House of Parliament in a representative constitution ?	Ch.13. OF A SECOND CHAMBER.
G_012-020~ H_001-003	Of local representative bodies.	Ch.15. OF LOCAL REPRESENTATIVE BODIES.
H_004-017	Of the Executive in a representative government	Ch.14. OF THE EXECUTIVE IN A REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
H_018-020~ I_001-006	Of Nationality, as connected with Representative Government	Ch.16. OF NATIONALITY, AS C O N N E C T E D W I T H REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
I_007-017	Of Federal Representative Governments.	Ch.17. OF FEDERAL REPRESENTATIVE GOVERNMENTS.

表 2 ミル『代議制統治論』対照表 / A comparison between the manuscript and the first edition of *Considerations*

I_018-020~ J_001-012	Of the government of dependencies by a free state.	Ch.18. OF THE GOVERNMENT OF DEPENDENCIES BY A FREE STATE.
J_013-019	Should there be two stages of election ?	Ch.9. SHOULD THERE BE TWO STAGES OF ELECTION ?
J_020~ K_001-012	Ought pledges to be required from members of parliament ?	Ch.12. OUGHT PLEDGES TO BE REQUIRED FROM MEMBERS OF PARLIAMENT ?
K_014	Preface.	PREFACE.

John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 6 and 7.

Hiroshi Kawamata Atsushi Yoshino Yusuke Arai Thomas Lockley

Nihon University College of Law (NUCL) Library houses a John Stuart Mill's autographed draft manuscript of "Considerations on Representative Government" ca. 1860. This time, we, 4 authors transcribe the chapter 6 and 7 from it.

When Mill published the book, the title of chapter 7 was changed "Of True and False Democracy; the representation of all, and the representation of the majority only" to "Of True and False Democracy; representation of all, and representation of the majority only."

The underline is written by Mill himself. Regrettably, the double underlined parts are the words which we couldn't transcribe. Words about which we are unsure are gray colored. Parentheses () are by Mill. Brackets [] are by us. Bibliography : [Considerations on Representative Government]. [s.l.] : [s.n.]. [1860]. Untitled autograph manuscript. 228 leaves in 11 [A to K] quires. A quire: 24 leaves, B quire: 24 leaves, C to J quire: each 20 leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank).

D_003 to D_018. [Chapter 6]

D_003

Of the Infirmities & dangers to which representative government is liable.

The defects of any form of government are either negative or positive. It is negatively defective if it does not concentrate in the hands of the authorities, power sufficient to fulfil [sic] the necessary offices of a government;

or if it does not sufficiently develop by exercise the active capacities of the individual citizens. On neither of these points is it necessary that much should be said here.

The want of an amount of power in the government sufficient to preserve order &

allow of progress in the people, is incident rather to

a wild & rude state of society generally than to any particular form of political union.

When the people are too much attached to savage independence to be tolerant of the amount of power to which it is desirable that they should be subjected, the state of society (as already observed) is not yet ripe for representative government. When the time for that government has arrived, sufficient power for all useful purposes is sure to reside in the sovereign assembly, & if enough of it is not trusted to the executive, it can only arise from a jealous feeling on the part of the Assembly towards the Administration, only likely to exist where the constitutional power of the Assembly to turn them out of office has not yet sufficiently established itself. Where that constitutional right is admitted in principle & fully operative in practice, there is no fear that the Assembly will not be perfectly willing to trust its own ministers with any amount of power really needful ; the danger is, on the contrary, but they should grant it too ungrudgingly, & too indefinite in extent ; since the power of the minister is the power of the body who made him & who keep him minister. It is indeed very likely, & it is one of the dangers

D_004

of a controlling assembly, that they might be lavish of powers but afterwards interfere with their exercise ; might give power by wholesale & attempt to take it back in detail, by multiplied single acts of interference in the details of administration. The evils arising from this assumption of the actual function of governing, in lieu of the office of criticizing & checking the conduct of the government, have been sufficiently brought to notice in the preceding chapter.

The <u>positive</u> evils & dangers of the representative as of every other form of

government may be arranged under two heads : first ; general ignorance & incapacity, or let us say deficiency of the requisite

mental qualifications, in the controlling body ; secondly, the danger of its being under the influence of interests, not identical with the general interests of the community.

The first of these evils, deficiency in

high mental qualifications, is one to which it appears prima facie that representative government is liable in a greater degree than any other. This proposition, however, is not by any means so true as it at first sight appears.

Compared with simple monarchy, representative government is in this respect at no disadvantage.

Except in a rude age, hereditary monarchy, when it is really such, & not aristocracy in disguise, much surpasses democracy in all the forms of incapacity supposed to be characteristic of it. I say except in a rude age, because in a really rude age there is a considerable guarantee for the intellectual & active capacities of the sovereign. His personal will is constantly encountering obstacles from the self will of his subjects, & of powerful individuals among them. The circumstances of society do not afford him much temptation to more

D_005

[Left side of page. D quire 004 verso. In pencil.] Dutch ?

[Right side of page. D quire 005 recto.]

luxurious self indulgence : mental and bodily activity, especially political & military, are his principal excitements ; & among turbulent chiefs & lawless followers he can have little power, & is seldom even secure of his throne, unless he possesses a considerable amount of personal talent & energy. The reason why the average of talent is so high among the Henries & Edwards of our history, may be seen in the tragical fate of the second Edward & the second Richard, & the civil wars & disturbances of the reigns of John & his incapable successor. The troubled
period of the Reformation also produced a few eminent hereditary monarchs, but they were always those who had to contend with great difficulties especially in their commencement : Elizabeth, Henri Quatre, Gustavus Adolphus. Since European life assumed its settled aspect, anything above mediocrity in a hereditary King has become extremely rare, while the general average has been even below mediocrity, both in talent & in vigour of character. A monarchy constitutionally absolute now only maintains itself, (save temporarily in the hands of some active minded usurper) by the mental qualifications of a permanent bureaucracy ; by being, like the Russian & Austrian & to a great degree the French Government, an oligarchy of officials of whom the king or emperor does little more than select the chiefs.

The governments which have been remarkable in history for sustained mental ability & vigour in the conduct of affairs, have generally been aristocracies. But they have been, without exception, aristocracies of public functionaries. The governing bodies have been so narrow, that each member, or at all events each influential member of the body made public business [is] an active profession, & the principal occupation of his life. The only aristocracies which have manifested high governing capacities, & acted on steady maxims of government

D_006

through many generations, have been those of Rome & of Venice. But at Venice,

though the privileged order was numerous, the actual conduct of affairs was rigidly concentrated in a small oligarchy within the oligarchy whose whole lives were devoted to the study & conduct of the affairs of the state. The Roman government partook more of the nature of an

37

六〇 (一七四)

open aristocracy like the English. But the really governing body, the Senate, was exclusively

composed of persons who had exercised public functions, & all of whom had either already filled the highest offices of the state or were looking forward

to fill them, at the peril of a severe responsibility in

case of _____^{(1)} incapacity. When once members of the senate, their lives were pledged to the conduct of public affairs,

they were not permitted even to leave Stats [sic. States] except in the discharge of

some public trust : & unless turned out of the Senate by the Censors for conduct or character which were regarded as disgraceful ; they retained their powers & responsibilities for life.

Every member of an aristocracy thus constituted felt his personal dignity & self-estimation entirely bound up with the dignity & estimation of the commonwealth which he administered, & with the part he was able to play in its counsels. This dignity & estimation were quite different things from the prosperity & happiness of the general body of the nation, & were often totally incompatible with it. But they were closely linked with the external success & aggrandizement of the state ; & it was, consequently, in the pursuit of that object exclusively that either the Roman or the Venetionse aristocracies

manifested the systematically wise collective policy, & the great individual capacities for government, for which history has deservedly given them credit.

It thus appears that the only governments, not representative in which high political skill & ability have been otherwise than exceptional, whether under monarchical or aristocratic

D_007

forms, have been essentially bureaucracies. Aristocracy such as that of England, in which the real power in the government has been exercised by persons other than those specially trained to it & devoting themselves exclusively to it, (& has therefore been exerted through representative institutions oligarchically constituted) have been, in respect to intellectual qualifications, much on a par with democracies, that is, they have manifested such qualities in any considerable degree only during the temporary ascendancy which great abilities & popular talents united with a distinguished position, have given to some one man. Themistocles &

Pericles, Washington & Jefferson, were not more completely exceptions, while they

were much more brilliant exceptions, in their several democracies, than the Chathams & Peels of the representative aristocracy of Great Britain, or even the Sullys & Colberts of the aristocratic monarchy of France. A great minister, in the aristocratic governments of modern Europe, is nearly as rare a phenomenon as a great King.

The comparison, therefore, as to the intellectual attributes of a government, is to be made between a representative democracy & a bureaucracy. And here it must be acknowledged that a bureaucratic government has in some important respects, greatly the advantage. It accumulates

experience, acquires well tried & well considered traditional maxims, & secures appropriate practical knowledge in those who have the actual conduct of affairs. But it is not equally favorable to individual energy of mind. The disease which afflicts bureaucratic governments & which they usually die of, is routine. They perish by the immutability of their maxims ; or, still more, by the universal law that whatever becomes a routine loses its vital principle, & ceases to be adequate to its purpose even without supposing any necessity to ⁽²⁾ from altered maxims.

A bureaucracy always tends to become a pedantocracy.

D_{008}

Where the bureaucracy is the real government, the spirit of the corps always (as in the Jesuits) bears down the individuality of its more distinguished members. It requires a popular government to give to the conceptions of the men of original genius among them, predominance over the obstructive spirit of the mass of cultivated mediocrity. Only in a popular government (apart from the accident of a highly intelligent despot) could Rowland Hill have been victorious over the Post Office. A popular government installed Rowland Hill <u>in</u> the Post Office, & made the body obey the impulse given by the one man who united

special knowledge with individual vigour & originality.

That the Roman aristocracy escaped this characteristic disease of bureaucracies, was evidently owing to its popular element. All special offices, as well those which gave a seat in the senate, as those which were sought for by Senators, were conferred by popular election. The Russian bureaucracy is a striking exemplification both of the good & bad side of bureaucracy : its fixed maxims, directed with Roman perseverance to the same unflinchingly pursued object from age to age ; the remarkable skill with which those objects are generally pursued ; the terrible internal corruption & the permanent, organized, hostility to all improvements coming from without, which even the autocratic power of vigorous – minded

一
七
一

European is seldom or never sufficient to overcome. The Chinese Mandarins are a striking example of the same qualities, & defects.

While there cannot be an instant, hesitation between representative government, among a people in any degree ripe for it, & the most perfect imaginable bureaucracy, it is, at the same time, one of the most important ends of political institutions, to attain as many of the advantages of the one as are consistent with the other : to secure as far as they can be rendered compatible, the advantages of the

conduct of affairs by skilled persons, trained to it as an intellectual profession, along with that of a general control vested in

D_009

bodies representative of the entire people. Much would be done towards this end by recognizing the line of separation, discussed in the last chapter, between the work of government properly so called, which is necessarily the business of a skilled profession, & that of selecting, watching, & when needful controlling the governors, which in this as in all other cases properly devolves not on those who do the work but on those for whose benefit it professes to be done. No progress at all can be made towards obtaining a skilled democracy, until the democracy consents to devolve the work which requires skill upon those who possess it. A democracy has enough to do in providing itself with an amount of mental competency sufficient for its own proper work, that of superintendance [sic. superintendence]

& check. If it attempts more than this, it will surely fail. How to obtain & secure this amount, is one of the questions to be taken into consideration in judging of the proper composition of a representative body.

41

In proportion

as its composition fails to secure this amount, the assembly will encroach, by special acts, on the proper province of the executive ; it will turn out a good, or select & support a bad executive, it will connive at, or tolerate, in them, abuses of trust, it will be imposed on by their false

pretences or it will withhold the necessary support from those who endeavour to discharge

their trust conscientiously : it will countenance & support a selfish,

a capricious & impulsive a shortsighted, ignorant,

& prejudiced general policy ; foreign & domestic, it will make mischievous laws, or abolish

good ones, it will let in new evils, or adhere, with a perverse obstinacy

to old; & it will even, perhaps, under momentary

or permanent misleading impulses of itself or

of its constituents, tolerate or connive at proceedings which

set law aside altogether in cases where equal justice would not be

D_010

agreeable to popular feeling. Such are among the dangers of representative government, arising from such a constitution of the representation as does not secure an adequate amount of intelligence & knowledge in the representative body.

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

We next come to the evils arising from the prevalence of modes of action in the representative body dictated by sinister interests (to adopt the useful phrase introduced by Bentham) that is, by interests more or less conflicting with the general good of the community.

It is generally admitted, that of the evils of monarchical

& aristocratic governments, a very large proportion arises from this source. The interest of the monarch, or the interest of the aristocracy, either collective or that of its individual members, is continually promoted, or supposed to be promoted, by conduct opposed to that which the general interest of the community requires. The interest of the government is in heavy taxation ; that of the community is to be a little taxed, as the necessary expenses of good government admit of.

The interest of the

kingly or of the aristocratic government is to possess, & exercise excessive power over the people ; to enforce conformity on their part to its will & preferences. The interest of the people is to have as little control exercised over them in any respect, as is compatible with the attainment of the ends of good government. The interest or apparent & supposed interest of the king or aristocracy is not to permit censure of themselves, at least in any form which they may consider either to threaten their power, or seriously to interfere with their free agency. The interest of the people is that there should be the fullest liberty of censure on every public officer, & every act of a public officer. The interest of the

D_011

ruling class, whether in an aristocracy or in an aristocratic monarchy is to take to themselves an endless variety of unjust privileges, either beneficial to their pockets at the expense of the people, or merely tending to exalt them above the rest, that is to degrade all others below themselves. If the people are disaffected, as they are very likely to be, the interest of the king or aristocracy lies in keeping them down in intelligence & education, in fomenting dissensions 政

経

研

究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

among them, & even in preventing them from being too well off, conformably to the maxim of Cardinal Richelieu in his celebrated Testament Politique. The interest of the people is the direct contrary of all this.

These things are superabundantly evident in the case of a monarchy or an aristocracy : but it is apt to be somewhat gratuitously assumed that the same kind of mischievous influence does not operate in the case of a democracy. Looking at democracy in its ordinary form & conception, as the rule of the numerical majority, it is surely possible that the ruling power may be under the influence of sectional or class interests, pointing to conduct very different from that which would be dictated by impartial regard for the interest of all. Suppose that the majority are whites, & the minority negroes, or vice versa : is it likely that the majority will allow equal justice

to the minority ? Suppose the majority to be Catholics, the minority Protestants, or vice versa : will there not be the same danger ? Suppose the majority English, the minority Irish or the reverse : are there many chances of the same evil ? In all countries there is a majority of poor, a minority who in contradistinction, may be called rich : we will suppose the majority sufficiently intelligent to be aware that it is not their interest to weaken the security of property : but is there not a considerable danger that they will throw on the possessors

D_012

五三(一六七)

of what is called realized property, & on the larger incomes, an unfair share, & even the whole, of the burthen of taxation, & having done so, add to the amount without scruple, laying out the proceeds in modes supposed

to conduce to the profit & advantage of the labouring class ? Suppose

now a minority of skilled labourers, a majority of unskilled, do not the rules of many Trade Unions sufficiently exemplify the danger that equality of earnings would be imposed as an obligation & that piece work & all practices which enable superior industry or abilities to attain a superior reward, would be put down ? Legislative attempts to raise wages, limitation of competition in the labour market, taxes or restrictions on machinery or other improvement tending to dispense with any of the existing labour, even protection of the home producer against foreign industry, are very natural (I do not venture to say whether probable) results of a feeling of class

interest in a ruling majority of manual labourers.

It is said in reply to this, that none of these things are for the <u>real</u> interest of the most numerous class : to which I answer that if the conduct of human beings was

influenced by no other interested considerations than those which constitute their "real" interest, neither absolute monarchy nor aristocracy would

be such bad governments as they are ; for assuredly, very strong reasons may be & often have been assigned to show that either a king or a governing senate are in their much most enviable position when ruling justly & vigilantly over an active, wealthy, enlightened & highminded people. But it is quite conclusive against

any theory of government that it supposes the numerical majority to do habitually what is never done, nor supposed to be done save in very exceptional cases, by any other depositaries of power namely to direct their conduct by their real ultimate interest in opposition to their immediate & apparent interest. No one surely can doubt that all the things above enumerated, & may others as bad, would be for the <u>immediate</u> interest of the general body of unskilled labourers.

It is very probable that they would be for the interest of the whole present generation of those labourers. The relaxation of mental activity, & diminished encouragement to saving, which would be the ultimate result, would probably be little felt in the class of unskilled labourers in the space of a single generation. Some of the most fatal changes in human affairs have been, in their more manifest immediate effects, beneficial. There can be little doubt that the establishment of the despotism of the Cæsars was a great benefit to the entire generation in which it took place. It put a stop to civil war, to a vast amount of malversation & tyranny by prætors & proconsuls; it fostered a large amount of the graces of life, & of intellectual cultivation in all departments not political. The accumulated riches & the mental energy & activity produced by centuries of freedom, remained for the benefit of the first generation of slaves. Yet this was the beginning of a régime by whose gradual operation all the civilization which had been gained progressively did away, & the Empire which had conquered & embraced the world in its grasp lost so completely even its military efficiency that invaders whom three or four legions had always been sufficient to coerce, were able to overrun & occupy nearly the whole of its extent.

Looking below the surface of the matter, when we talk of the interest of any body of men, or of any individual man, the question of least importance is, what would be considered his interest in the eyes of an unprejudiced observer. As Coleridge remakes, the man makes the motive, not the motive the man. If you would know

D_014

[Left side of page. D quire 013 verso. In pencil.] Note the illustration in Richardson's Clarissa; also the different feelings the same man has about needless expenses in his business & in his domestic establishment.

[In ink]

i Now this disposition to prefer his selfish interests to those which he shares with other people, & his immediate & direct interests to those which are

indirect & remote, is the mental characteristic which is most especially called forth & fostered by the possession of power. The moment either a man, or a class of men, find themselves with power in their hands, that moment the man, individual interest, or the class's separate interest, assumes extravagant importance in their eyes. That is the meaning of the universal tradition, grounded on universal experiences, of man; being corrupted by power. Everybody knows how absurd it would be to judge from what a man is or does when in a private station, that he will be or do just the same when you make him a despot on a throne, where the bad parts of his human nature instead of being restrained & kept in subordination by every circumstance of this life & by way person surrounding him, are courted & ministered to by those circumstances & persons. It would be quite as absurd to entertain or similar expectation in regard to any class of men, the Demos, or any other.

五〇(一六四

47

[Right side of page. D quire 014 recto.]

what is practically a man's interest, you must know what is the cast of his habitual thoughts & feelings. Every one has both selfish & unselfish interests : & a selfish man is precisely he who is habitually prefers the former to the latter. Every one has both present & distant interests : & the improvident man is he who habitually chooses the former & disregards the latter. It matters little that on any correct calculation the latter may be the more considerable, if the habits of a man's mind lead him to fix his thoughts & wishes only on the former. *i* [It Par. [Parenthesis?] would be in vain to attempt to persuade a man who

beats his wife & ill treats his children that he would be

happier if he lived in a state of love & kindness with them.

He would be happier if he were the

kind of person who <u>could</u> live in love & kindness with them, but he is not, & it is probably too late for him to become,

that kind of person. Being what he is, the gratification of his love of domination & the indulgence of his ferocious temper are to his perceptions a greater good, selfishly speaking, than he would be capable of deriving from the pleasure & affection of those dependent on him. He has no pleasure in their pleasure, & does not care for their affection. His neighbour, who does, is in all probability a happier man than he ; but if he could even be persuaded of this the persuasion would probably still further exasperate his malignity or his irritability. On the average, a person who cares for other people, for his country, or for mankind, is a happier man than one who does not ; but of what

use is it to preach this doctrine to a man

who cares for nothing but his own ease, or his pocket ? He

<u>cannot</u> care for other people if he would. It is like preaching to the worm who crawls on the ground, how much better for him it would be

D_015

if he could fly like the eagle. In any state of general cultivation which mankind, in any class, have yet attained, or are likely soon to attain (& all governments must be made for human beings as they either are, or are capable of rapidly becoming) the interests by which they will be led, when they are thinking of their self interest alone, are almost exclusively those which are obvious at first sight, & which operate upon their present condition. It is only a disinterested regard for others, & especially for what comes after them, for the idea of their country, or of mankind, whether grounded on sympathy or on conscientious sense of duty, which ever directs the minds or purposes of bodies or classes of men towards distant or unobvious interests. And nobody pretends that any form of government would be rational which required as a condition that these exalted principles of action should be the guiding & master motives in the conduct of average human beings. A certain amount of conscience ; & of disinterested public spirit, may be reasonably calculated on in the citizens of any community ripe for representative government. But it would be ridiculous to expect such a degree of it as would be proof against any plausible fallacy tending to make that which was for their class interest appear to be just, & generally beneficial. Everybody knows how very plausible the fallacies are which recommended every act of injustice ever yet contemplated for the benefit of the general mass. We know how many, not fools, nor bad men, have

thought it justifiable to repudiate the national debt. We know how many, not without ability, & still less without popular influence, think it fair to throw the whole burthen of taxation upon savings, under the name of realized property, allowing those whose progenitors & themselves have always spent their

D_016

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』

whole income to remain, as a reward for such exemplary conduct, wholly untaxed. We know what plausible arguments, the more plausible on account of the foundation of truth there is in these may be brought against inheritance, against the power of bequest, in favour of everything of a levelling tendency. We know how easily the uselessness of almost every branch of knowledge may be proved to the complete satisfaction of those who do not possess it. How many, not stupid men, think the scientific study of languages useless, think ancient literature useless, all erudition useless, logic, & metaphysics,

useless, poetry & the fine arts idle & frivolous, political economy purely mischievous ? Even

history has been pronounced useless by able men ; nothing but

that acquaintance with external nature empirically acquired,

which serves directly to the production of objects necessary to existence or agreeable to the senses, would get its utility believed in

if people had the least encouragement to disbelieve it. Is it reasonable

to expect that even cultivated, much

more uncultivated men, will have so delicate a conscience. & so strong a discernment of what makes against their own apparent interest, that they will reject these & the innumerable other

自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

them to follow their own selfish inclinations & shortsighted	
notions of their own good, contrary to the dictates of	
justice & to the detriment of all other classes & of	Ī
their own posterity ?	亲 石
One of the greatest dangers then of democracy	クフ
as of all other governments, lies in the sinister interest of	
the holders of power : it is the danger of class legislation, of government	
intended for (whether really attaining it or not) the immediate	~ うえい から -
benefit of the dominant class, to the detriment of the permanent	- - 7

D_017

[Left side of page. D quire 016 verso.] *i* with the class of labourers, on the other hand, may be ranked those classes of smaller employers of labour who by interests, habits, & educational impressions are assimilated in wishes, tastes & objects to labourers, such as a great proportion of petty tradesmen.

[Right side of page. D quire 017 recto.]

good of the whole. And one of the main considerations in determining the best constitution of a representative government is, how to provide the most efficacious security against this evil if we consider as a class, politically speaking, any numbers of persons who have the same sinister interest, that is, whose direct & apparent interest points towards the same description of bad measures, the desirable object to the attained is that no class, & no combination of classes who are ever likely to coalesce, shall be able to exercise or preponderant influences in the government. A modern community may be considered as in the

51

main divided into two sections, which in spite of partial variations, correspond to two divergent directions of apparent interest; let us say (in brief general terms) labourers on the one hand, employers of labour on the other ; ranking however on the same side with employers of labour, not only retired capitalists, & the possessors of inherited wealth, but all that more highly paid description of labourers (such as the professions) whose education & modes of life assimilate them with the rich, & whose prospect & whose ambition, is to place themselves in that class. i In this state of society if a representative system could be made ideally perfect, & if it were possible to maintain it in that state, it must be so organized that these two classes, the manual labourers & their affinities on the one hand, the employers of labour & their affinities on the others should be,

in the arrangements of the representative system, about equally balanced, each influencing about an equal number of votes in Parliament ; since if we suppose that the majority of each class would be mainly

D_018

governed when any differences ______⁽³⁾, by their own class interests, there would be a minority of each in whom that consideration would be subordinate to reason, justice, & the good of the whole

& this minority of either would join with the whole

of the other in turning the scale against any demands of the sectional majority which were such as ought not to prevail. The reason why justice and the general interest usually in the end carry their point

兀

Ξ. Ω

Ŧi.

九

is that the separate & selfish interests of mankind are usually divided ; same are interested in what is wrong, but some also have their private interest on the side of what is right; & those who are governed by justice & the general interest, though far too few & too weak to prevail alone, usually after sufficient discussion & agitation become strong enough to turn the scale in favour of the body of private interests which is in accordance with them. The representative system ought to be so constituted as to maintain this state of things : it ought not allow any of the varieties of sectional interest to be so powerful as to be sure of victory against truth & justice & all the other sectional interests combined : there ought always to be such a balance maintained among personal interests as shall render any one of them dependent for success on carrying with it at least a large portion of those who act upon higher motives & more comprehensive & distant views.

D_019 to E_013. [Chapter 7]

D_019

Of True & False Democracy; the representation of all, & the representation of the majority only.

It has been seen, that the dangers incident to a representative democracy are of two kinds ; dangers of a low standard of intelligence in the representative body, & in the popular opinion which controls it ; & danger of class legislation on the part of the numerical majority, these being all composed of the same class. We have now to consider how far it is possible so to organize the democracy, or so to 政

経

研

究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

limit the democratic character of the representation, as without interfering materially with the benefits of democracy, to do away with these two great evils, or to abated [sic. abate] them in the greatest degree attainable by human institutions. But there is a preliminary discussion of the greatest importance which takes precedence over this consideration. Two very different ideas are usually confounded under the name democracy. The pure idea of democracy, democracy according to its definition, means the government of the whole people by the whole people, equally represented. Democracy as it is commonly conceived, & hitherto practiced, is the government of the whole people by a mere majority of the people, exclusively represented. The former is true, the latter false democracy. The former is the equality of all citizens; the latter, strangely confounded with it is a government of privilege, a privilege

in favour of the numerical majority, who alone practically possess any voice in the state. This is the inevitable consequence of the manner in which the votes are now taken, to the complete disfranchisement of all minorities.

D_020

[Left side of page. D quire 019 verso. In pencil.] not ______⁽⁴⁾ one minority _____⁽⁵⁾ the power into the hands of some other minority

[Right side of page. D quire 020 recto.]

The confusion of ideas here is great, but it is so easily cleared up that one would suppose the slightest indication would be sufficient

54

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

to place the matter in its true light before all minds of average intelligence. A democratic government is necessarily the government of the majority. In any representative body, when it comes to actual deliberation, the minority must be overruled, & in an equal democracy (since the opinions of the constituents, when they insist on them necessarily determine those of the assembly) the majority of the people, through their representatives, will outvote & prevail over the minority & their representatives. But does it follow that the minority should have no representatives at all ? Because the majority ought to prevail over the minority, should the majority have all the votes, the minority none ? Does it follow that the minority should not even be heard? Nothing but habit & old association could reconcile any reasonable being to the absurdity. In an equal democracy every or any section would be represented in proportion to its numbers. A majority of the electors would always have a majority of the representatives; but a minority of the electors would always have a minority of the representatives : man for man they would be as fully represented as the majority. If they are not it is not equal government but a government of inequality & privilege : a part of the people rule over the rest : there is a part whose fair & equal share of influence in the representation is withheld from them.

The effort of this is not as might be supposed, to place the division necessarily in the hands of the numerical majority. It does the very contrary. It places it in the hands of majority of the majority : a majority of the privileged class ; who may be a minority of the whole people, all principles any best tested by extreme cases. Suppose that there were in this country

四二(一五六)

[D_020 verso blank]

E_001

56

E

equal and universal suffrage, that there were a contested election in every constituency, & that every election was carried by a male majority. The Parliament which would be brought together would represent little more than a bare majority of the people. This Parliament proceeds to legislate, & adopts important measures by a bare majority of itself. What guarantee is there that these decisions accord with the wishes of a majority of the whole people ? Nearly half the electors have not had the means of making their wishes felt, & most of these are probably adverse to the measures, since they have voted against the men by whom the measures have been carried. Of those who represent the remainder, nearly half have voted against the measures. It is possible, therefore, & even highly probable, that the opinion which has prevailed, was agreeable only to a minority of the nation, though a majority of the ruling class. It has probably been carried by the class interests of that section, against the wishes of a majority in the country.

The only possible answer which can be made to this argument is that as different opinions predominate in different localities the opinion which is in a minority in some places as in a majority in others, & that on the whole every opinion which exists in the constituencies obtains its fair share of voices in the representation. And this

is roughly true in the present state of the constituency : if it was not, the disaccordance [sic] of the House with the general sentiment of the

 $\widehat{}$

五 五 country would soon become evident. But it would be no longer true if the present constituency were much enlarged ; still less if it were made coextensive with the whole population : for in that case the majority in every locality would consist of manual labourers ; & when there was any question pending in which these

E_002

were at issue with the other classes, no other class would succeed in getting represented

anywhere. Even now, is it not a great injustice that

in every Parliament, a very numerous portion of the

community willing & anxious to be represented have no one in the House for whom they have voted ? Is it

just that every elector of Marylebone is obliged to be represented by two nominees of the vestries, every elector of Finsbury by Sir M. Peto or Mr Cox ? The constituencies

which contain the largest number of instructed & public spirited members, those of the larger towns, are now in great part unrepresented, or misrepresented :

Those

who are of a different political party from the local majority are unrepresented : while those who are of the same, are obliged to accept the representative who has the greatest number of adherents in his own party, & whose opinions may differ from theirs on every other point. It would be better in some respects if the minority were not allowed to vote at all, than when they vote only to be outvoted ; for then at least the majority might have a member who would be representative of their best mind : but at present in order

四〇

 $\widehat{}$

Ŧī.

兀

57

to be sure of mustering the whole party, & so prevailing over their opponents, they are obliged to bring forward a candidate whom none of their own party will strongly object to, that is, a man without any distinctive peculiarity, any known opinions of his own, beyond the shibboleth

of the party : just as in the United States at the election of a President, the strongest party never dares put forward any of its strongest men, because every one of these is objectionable to some portion of the party, & therefore is not so sure a card for rallying all their voices, as a man who has never been heard of at all until he is produced as the candidate of the party. Thus the man who is likely to be chosen

E_003

even by the strongest party represents the real wishes of perhaps only the narrow margin which enables that party to outnumber the other & who are probably the most timid, or the most narrow minded & prejudiced individual of the class, those who held out the most obstinately for the exclusive class interest.

Those who have seen & felt in some degree the force of these considerations

have proposed various means by which the evil may be, in some material degree, mitigated. One of Lord John Russell's Reform Bills ______^{(6)} a provision that certain constituencies would return three members

& that in these each elector should be allowed to vote only for two : others have proposed that each should be allowed to vote only for one. By either of these plans a minority, equalling or exceeding a third of the local constituency, would be able, if it attempted no more, to return one out of three members. This object might be attained in a preferable way, if, agreeably, to a plan proposed in an able pamphlet by Mr James Garth Marshall of Leeds, the elector retained the whole of his three votes, but was at liberty to bestow them all upon the same candidate. These however are, at best, makeshifts, & attain the end in a very imperfect manner, since all local minorities of less than a third & all minorities however numerous which were made up from several constituencies, would still be unrepresented. It is however unfortunate that none of the plans has been adopted, as any of them would have recognized the principle, & made a way for its more complete adoption in a better shape. But real equality of representation is not obtained under any set of electors, wherever in the country they may reside, who are able to make up the average number of a constituency; have the power of combining together to return a representative. This seemed however be impracticable, until a man of great capacity; equal

E_004

at once to large general views & to the contrivance of practical details. Mr Thomas Hare - had proved its possibility by drawing up a scheme for its accomplishment, & embodying that scheme in a Draft of an Act of Parliament : a scheme which has the almost unprecedented merit of carrying out a great principle of government in a manner which approaches to ideal perfection as regards the special object in view, while it attains incidentally numerous other ends scarcely inferior in importance.

According to this plan, the unit of representation, the quota of electors 政

経

研

究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

who would be entitled to a member to themselves would be decided by dividing the number of voters by the number of seats in the Houses & every candidate

who obtained that quota would be returned, from however great a number of local

constituencies they might be collected. The votes would, as at present, be given locally ; but any elector would be at liberty to vote for any candidate, in whatever part of the country he might offer himself. Those electors therefore who did not wish to be represented by any of the local candidates, might aid by their vote in the return of the candidate they liked best among all those throughout the country who had expressed

their willingness to serve. It is important however that not only those who refuse to vote for any of the local candidates, but also those who vote for one of them & are defeated, should be nevertheless represented. For this purpose it is

provided that an elector, may deliver a voting paper containing other names in addition to the one who stands foremost in his preference. His vote would only be counted for one

candidate, but if his first choice was not returned, owing to not having obtained the quota, his second might obtain it. He may extend his list to any number he pleases, in the order of his preferences, so that if the names which stand near the top of the list either cannot make up the quota, or are able to make it up without his vote, the vote may still

E_005

be used for some one who it may aid in returning. In order to obtain the full number of members, no more than the quota of votes would be counted for any candidate's return, however many votes he

might

obtain : the remainder of those who voted for him would have their votes counted for the next person on their list who needed them & could by their aid complete the quota. The voting papers would be sent to a central Registry office where the votes would be counted, the number of first, second, third &c. votes given for each candidate ascertained & the quota allotted to every one who could make it up (according to certain fixed, & well considered rules to which I shall not further advert here) & their names returned as members of Parliament. The voting papers & all the elements of the calculation would be placed in public repositories & would be accessible to all whom they concerned.

These are the main provisions of the scheme : for a more minute knowledge of its very simple machinery, I must refer to Mr Hare's book "A Treatise on the Election of Representatives" (a small volume published in 1859) & to a compendious pamphlet by Mr Henry Fawcett published in 1860 & entitled "Mr Hare's Reform Bill simplified & explained" containing a very clear exposition of the plan reduced to its simplest elements. The more these works are studied, the stronger, I venture to predict will be the impression upon all competent minds of the perfect practicability of the plan & of its transcendant [sic. transcendent] advantages. These are so great & so numerous as to entitle, in my conviction, Mr Hare's plan to the very highest rank among the great improvements which have ever been made either in the theory or in the practice

of governments

In the first place, there would be a complete representation in proportion to numbers, not merely of two great parties, or a few large sectional minorities in particular places, but of every minority in the whole nation, which consisted of a sufficiently large number to be, on principles of equal justice, entitled to a representative. Every member of the House would be the representative of an unanimous constituency : he would represent 1000, or 2000, or 5000, or 10000 electors, according as the quota might be, every one of whom would not only have voted for him, but would have selected him from the whole country, & not, as now, from the two or three perhaps rotten oranges which may be the only choice offered to him in his local market. Every one of these electors would value his representative, & the representative would value his electors. He would be, in a sense & in a degree absolutely impossible now, the express image of their sentiments. Every one who voted for him, has done so because he is either the person, among all who have offered themselves, who best expresses the voter's own sentiments, or because he is the man of them all whose abilities & character the voter most respects, & is most willing to trust to think for him. He represents the voter himself, & at a few vestry men or other local leaders, or the mere bricks & mortar of the town. He is a person representing persons. At the same time whatever is worth preserving in the representation of places, would be preserved. Though the Parliament of the nation ought to have very little to do with purely local affairs which ought to be taken care of by local institutions, yet while it has to do with them, there ought to be members specially to look

after the interests of every important locality ; & this there would still be.

E_007

In every constituency containing many more voters than the quota (& there ought to be no local constituency which does not) the local majority would generally wish to be represented by a person of local knowledge, & residing in the locality, if any such person who was among the candidates were otherwise fit to be their representative. It would be the minorities chiefly who, not being able to return the local representative, would look out for some one elsewhere

who might be likely to obtain other votes besides their own.

Of all possible modes of constituting a national representation, this is the one which would most obviate the evil of intellectual deficiency in the representatives. At present, by universal admission, it is becoming more & more difficult for any person, who has only talents & character to find his way into the House of Commons. The only persons who can get elected are those who possess local influence, or who succeed by lavish expenditure, or who are sent down by one of the two great parties from their London clubs & on the invitation of three or four local tradesmen or attornies, as being men whom the party rely on as sure voters. Under Mr Hare's system, those who did not like the local candidates, would fill their voting papers by a selection from all the men of national reputation, on the list of candidates, with whose general political principles they were in sympathy. Almost every such person, therefore, who was willing to serve, however devoid of local influence, although he had not sworn allegiance to any party (which the really best candidates are the least willing to do) would have a fair chance of making up the

63

quota : & with this encouragement such persons would offer themselves in numbers hitherto undreamt of. Hundreds of able men

E_008

of independent thought, though they would have no chance of being chosen by the majority of any constituency, have by their writings or their exertions in some field of public utility made themselves known & approved by a few persons in almost every district of the kingdom, & if they could reckon for their election every vote that would be given for them in every place, might be able to complete the number of the quota. In no other way which it seems possible to suggest, would Parliament be so certain of containing the very élite of the country.

And it is not only through the votes of minorities, that members would be elected also would contribute to raise the intellectual standard of the House of Commons. Majorities would be compelled to look out for members of a much higher standard of qualifications. When the individuals composing the majority are not reduced to the Hobson's choice of either voting for the person brought forward by their local leaders or if not voting at all – when the nominee of those leaders has to encounter the competition not only of the candidate of the minority but of all the men of established reputation in the country – it would be impossible

(as is now habitually done) to foist upon the constituency the first person who presents himself with the catchwords of the party in

his mouth, & three or four thousand pounds in his pocket. The majority will insist on having a candidate worthy of their suffrages, or they will carry their votes somewhere else & the minority will prevail. The very best & most capable, therefore of the local notabilities will generally be put forward, & if possible such as are known in some very

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

advantageous to them beyond the localities, that their local strength may be fortified by some stray votes elsewhere. Constituencies will compete almost each other for the best candidates, & will vie with each other in selecting from among the men of local knowledge & connexions [sic] those who are most distinguished in every other respect.

E_009

The natural degeneracy of representative government, as of modern civilization in general, is towards collective mediocrity. And this tendency is strengthened by every reduction & extension of political franchises, because they place the commanding influence in the hands of classes further & further below the level of the most instructed persons in the community. In the false democracy which instead of giving representation to all, gives it only to the local majorities, the voice of the instructed minorities is not even heard in the representative body. It is universally admitted that in the American democracy, which is constituted on this faulty model, the highly instructed members of the community, except such of them as are willing to sacrifice their own opinions & modes of judgment & become the servile mouthpieces of their inferiors in knowledge do not even offer themselves for Congress or the State Legislatures : so certain is that they would have no chance of being elected. Had the enlightened & able founders of the American Republic been so fortunate as to hit upon Mr Hare's plan, the Federal & State Assemblies would have contained many such men & Democracy would have been freed from its greatest reproach & one of its most formidable evils. Against this evil the

65

三二(一四六)

system of personal representation, as organized by Mr Hare, is almost a specific. The minority of

instructed minds scattered through the various constituencies would unite to return a number, proportioned to

their own numerical strength, of the very ablest men the country contains. They would have the strongest inducement to do this, because in no other mode

could they make their small numerical strength tell for something considerable.

E_010

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』

The representatives of the majority, besides that they would themselves be decidedly improved in quality, by the operation of the system, would no longer

have the whole field to themselves. They would outnumber the others as much as the one class of electors outnumbers the other in the country ; they could always outvote them, but they would speak & act under their eye & subject to their criticism. They would be obliged to meet the arguments of the instructed few by arguments apparently as strong : & as they would generally be well meaning (for thus much may reasonably be expected from a fairly chosen national representation) their own minds would be gradually raised by the minds with which they were in contact or even in conflict. The great & the small minds would not put forth their respective doctrines merely in books or periodicals, neither of them reading those of the other ; they would meet face to face & hand to hand & there would be a fair comparison of their qualifications in presence of the country. It would be found out then whether the opinion which prevailed by counting votes, would also prevail if the votes were weighed as well as counted.

自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー)

67

The multitude have a true instinct for distinguishing an able man when he is free to exhibit his ability in a fair field before them. When he is ______⁽⁷⁾ from having some portion at least of his proper weight, it is through institutions or practices which keep him out of sight. The Athenians always in the main followed Pericles while they had a Pericles, though he never flattered their weaknesses, if they felt off from him for a moment it was for a moment only : there is no known instance of their having been led by bad adviser except when there happened for the time to be no good ones who had had time to acquire their confidence. If, therefore, the presence in a representative assembly of even a few of the first minds in the country can be ensured though the remainder of the body consist only of average minds, the influence

E_011

of the first minds is sure to be great, & to be largely felt in the _____⁽⁸⁾ of the whole, ever though they be felt to be, in many respects, opposed to its general spirit.

There remains a consideration among the most weighty & serious of all those which present themselves in political philosophy, in regard to which also the principle of personal representation, as applied by Mr Hare, shows the way out of a most formidable perplexity. In every government there is some power which is stronger than all the rest. In every government the power which is stronger than all the rest, endeavours to make itself the sole power. It is not content while there is anything which stands up & faces it, any influences not in agreement with its spirit. But if it succeeds [sic. succeeds] in suppressing all rival powers, & moulding everything after its

own model, improvement, in that country, is at an end, & decline commences. Even when the power which thus prevails is a good & salutary one, it does not contain in itself all the elements of good, & those which it does contain

can seldom produce their best fruit in that the presence of others which must be sought elsewhere.

No community has ever long

continued progressive but while a conflict was going on between the strongest power in the community & some rival powers : between the spiritual & the temporal power ; the military or territorial class & the industrious class ; the king & the people : the orthodox & free thinkers. The ascendancy of the numerical majority is less unjust, & on the whole less mischievous than many other ascendancies

but it is attended with the same kind of dangers : & those dangers attend it even more certainly : for when the government of the nation is in the hands of One or a Few, the Many are always present as a rival power which may not be strong enough, ever to overrule the other, but whose opinion &

sentiment is a moral & even a social support to all those who either from

E_012

conviction or from opposition of interest resist any of the tendencies of the ruling power : but when the democracy is supreme, there is no One or Few who are strong enough for dissentient opinions & injured or oppressed interests

to lean upon. The great difficulty of democratic government has hitherto seemed to be that of providing in a democratic society, what circumstances have provided hitherto in all other societies of the modern European world a social support, a point d'appui for resistance to the tendencies of the ruling power ; that great social want, in default of which the older societies, & all but a few modern ones, either fell into pieces or became stationary through the exclusive predominance of a part only of the conditions of social & mental well being. Now this great want, by the system of personal representation is as completely supplied as the nature of modern society admits of. The only place in which can be sought a supplement or a corrective to the instincts of a democratic majority, is in the instructed minority, but in the ordinary mode of ______(9) democracy, this minority has no organ. Mr Hare's system provides one. The representatives when the minority would return to the national parliament would be that organ in its utmost perfection. A separate organization would be invidious,

& could only escape being offensive by not being attended to. But if they formed a part of the Parliament, by the same right as any other of its members, by representing the same number of citizens, the same numerical fraction of the national will, their presence could give offense to nobody, while they would be in the position of highest vantage both for making their opinions & counsels heard, & for taking an active part in public

E_013

affairs. Their superior abilities would draw to them more than their numerical share of the actual administration of government ; as the Athenians did not confide actual public functions to Cleon & Hyperbolus, but did to Nicias , & Theramenes & Alcibiades, though their habits & sympathies were with oligarchy rather than democracy. The instructed minority would in the actual voting count only for their numbers, but in practice they would count for more than their numbers in virtue of their knowledge, & by the influence it would 政

経

研

究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

give them over the rest. A democratic people would be provided in this way with what in any other way it would almost certainly miss_ leaders of a higher grade of intellect than itself. Modern democracy would have its occasional Pericles, & its habitual group of superior & guiding minds.



ジョン・ステュアート・ミル 『代議制統治論』自筆草稿(川又・吉野・荒井・ロックリー) 一七(一四 _____

政

経研

究

第五十七巻第二号(二〇二〇年十月

1

企業の「経済性」と「社会性」の両立に 向けた SDGs の実践における課題

鈴木貴大

1. はじめに

- 2. 企業の「経済性」と「社会性」の両立可能性
- 3. SDGsの成立と ESG 投資との関係
- 4. SDGsの実践事例と今後の課題
- 5. むすびにかえて

1. はじめに

近年、多くの企業(さらには大学をはじめとする教育機関など様々な組織) が「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」に積 極的に取り組んでいる。筆者は前稿⁽¹⁾において、松野(2006)⁽²⁾、小 山(2006)⁽³⁾、ならびに谷本(2004、2006)⁽⁴⁾を先行研究とし、SDGs の 根 幹 と な る 概 念 で あ る 「 企 業 の 社 会 的 責 任(Corporate Social Responsibility:CSR)」の歴史的展開を整理してきた。

「企業(あるいはビジネス)における社会的課題への取り組み」に関す る議論はこれまでも活発に行われており、これに代表される概念とし て、CSR、CSV (Creating Shared Value:共通価値の創造)、経営倫理 (business ethics)、あるいはコーポレート・ガバナンス (corporate governance) などが挙げられる。SDGs はある種、こうした多様な概念 を統合・収斂させる役割を担っており、これが社会に浸透していくこ 企業の「経済性」と「社会性」の両立に向けたSDGsの実践における課題
え ISO260
本 社 ま GS 「 う る け 業 知 て と 2010年
前 61 た の え て 年

鈴

木

九五

(二〇九)

2

とによって、SDGs を実践する企業(とりわけ、経営者)に明確な指針を 示すという観点から、大きな意義があるといえる。かかる理解を踏ま え、前稿では、CSR とコーポレート・ガバナンスの概念整理および ISO26000の策定における背景に鑑み、ISO26000が残した課題が、 SDGs を実践する上でも払拭できていないのではないかと示唆した。

本稿では、前稿での論旨を基礎として、まず「企業の『経済性』と 『社会性』とは両立することが可能であるのか」に関して、先行研究を 踏まえて考察する。その上で、SDGs が成立するまでの経緯ならびに SDGs と密接に結びついている ESG 投資との関係を確認し、「企業が 『経済性』と『社会性』とを両立する上でなにが求められるのか」とい う問題意識に基づき、SDGs の意義とその実践における課題を剔抉す ることを試みる。

今日、企業が「経済性」と「社会性」とを両立させること、とりわ け、企業が社会的責任を履行することの重要性に関しては、多数の企 業(とりわけ経営者)が「認知」しているといえる。しかしながら、「認 知」の段階に留まっており、「実践」にまで結びついているのかに関し ていえば、議論の余地があることも事実であろう。その要因のひとつ として、2008年に発生した世界的な金融危機(リーマン・ショック)、 2010年以降、ギリシャの財政悪化を契機に発生した欧州債務危機、日 本では、2011年に発生した未曽有の大震災(東日本大震災)、そして、 2020年、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大に伴う世界規模 のパンデミックなどによる経済活動の停滞が挙げられる。

かかる状況において、企業が自社の利益(経済性)を優先し、他の外 部ステイクホルダーへの配慮(社会性)を軽視することは、企業の存続 を危険にさらすことに繋がりかねない。20世紀における第二次産業革 命を契機に企業の規模は大幅に拡大してきた。さらに近年では情報通 信技術の急速な発展によって、企業の有する権力、そして社会に対し て与える影響力は非常に大きくなっている。しかしながら、いかに企 業の有する権力・影響力が大きくなろうと、企業が社会の中で存続し
ていくためには、企業単体では限界があり、ステイクホルダーとの協 調は不可欠である。

他方で、企業(とりわけ株式会社)の所有者はあくまで「株主」であ り、経営者はビジネスを通じてより多くの利益を生み出す責任を負っ ている。この意味において、企業の「経済性」と「社会性」との両立 を図ることは、非常に難しい問題と捉えることができる。本稿では、 SDGsの実践が、かかる問題を解消する契機となるという考えに基づき、 これを「認知」の段階で終始させることなく、「実践」にまで結びつけ るための課題を考察することを目的として、議論を展開していく。

2. 企業の「経済性」と「社会性」の両立可能性

2-1. 株主主権論とステイクホルダー論

企業が SDGs を実践するにあたって、「いかにして『経済性』と『社 会性』との両立を図るのか」という事項が最も重要となるであろう。 このことは企業をめぐる「株主主権論」と「ステイクホルダー論」と の対比として、今日においても議論がされている。

株主主権論の主な根拠として以下の2点が挙げられる。第一に、株 主が残余財産の請求権者(residual claimant)になっていることである。 株主の有する配当請求権は、売上高収入から諸費用(従業員への給与、 借入先への利払い(金利、社債利子)、仕入れ先への支払いなど)を控除した 残りとして計算される企業の剰余金である当期利益が生み出されて初 めて行使が可能となる。これらステイクホルダーへの支払いをした後 に剰余金が残る場合、株主はそれに対する配当請求権者となる(後藤、 2017年、8頁)。つまり、企業における残余財産の分配を受ける順位の 最後が株主ということになり、言い換えれば、ステイクホルダーの中 で最もリスクを負っているのは株主となる(勝部、2019年、19頁)。した がって、企業の経営者は、自社の経営に関して最もリスクを負ってい る株主の利益を最大化させる行動をすべきであるというのが、株主主

九四

(三) 〇八

権論の根拠となる。

4

第二に、企業における目標の単一性が多極性よりも優れているとい う点である。企業の経営者は意思決定を行う上で、様々な選択肢を有 するが、それらの意思決定を行う際、その規準が単一であり、測定可 能であることが求められる。たとえば、利益の最大化と市場シェアの 最大化という目標は測定可能であるが、トレードオフの関係にある複 数の目標が掲げられる場合、経営者はどの範囲で、またはどの時点で 意思決定をすべきなのか、見解が統一されていないが故に規準が不明 確なものとなる。したがって、単一かつ測定可能という意味において、 規準として優れているのは企業価値⁽⁵⁾の最大化という目標であるとい うのが、株主主権論の根拠となる(後藤、2017年、9頁)。

株主主権論としばしば対比される考え方として、ステイクホルダー 論が挙げられる。ステイクホルダー論は1970年代から1990年代のアメ リカにおける時代風潮を背景として醸成されてきた(水村、2008年、98 頁)。近年では、企業と社会との関係がより複雑かつ多面的になってい。 ることから広く用いられている考え方ともいえる(中村、2003年、4頁)。 ステイクホルダー論の主な根拠として、企業が様々なステイクホル ダーに対して「社会受託者責任(Social Stewardship)」を負っているこ とが挙げられる。企業が株主からの出資によって成り立っている組織 である以上、株主が主権者であることは明らかであり、企業が主権者 である株主の利益最大化に努めることは決して間違ってはいない。し かしながら、企業が株主の利益最大化を念頭に過度な利益追求を行い、 他のステイクホルダーを軽視した事業活動を展開したとすれば、それ は結果として株主の不利益へと繋がることも十分に考えられる。した がって、株主を含む多様なステイクホルダーからの期待に応えること が企業には求められているのである(鈴木、2020年、44頁)。今日におけ る CSR、あるいは SDGs の浸透からもステイクホルダー論に一定の正 当性があることは議論の余地がないであろう。

九三(二〇七

鈴

木

2-2. 株主主権論とステイクホルダー論の比較可能性

前述のように、企業の「経済性」と「社会性」との関係を議論する 上で、株主主権論とステイクホルダー論とは、しばしば対比される関 係にあるが、これは妥当といえるのだろうか。

そもそも「ステイクホルダー」の概念に「株主」が包摂されている ことから、ステイクホルダー論は株主の権利を否定しているわけでは ない。株主の権利を過度に追求するが故に生じる他のステイクホル ダーへの不利益を危惧しているのである。また株主主権論も同様に、 残余財産の請求権者であり、企業における最大のリスク・テーカー⁽⁶⁾ である株主の利益が最大になることは、言うまでもなく他のステイク ホルダーの経済的利害も充足されることになり、決して企業の利益は すべて株主のものになるわけではないと主張しているのである(勝部、 2019年、20頁)。

また、水村(2008)は以下の点に関して、ステイクホルダー論には誤 解が生じていることを指摘している。すなわち、「ステイクホルダー論 において、『株主と、株主以外のステイクホルダーとの間に分水界を設 定すべきか否か』については意見が分かれている。いわゆる『株主と ステイクホルダーの構図』は、株主とそれ以外のステイクホルダーの 間に分水界を設定し、双方の権利とそれに伴う利益が相容れることは ないと結論している。しかしながら、双方の権利とそれに伴う利益が 相容れるか否かは、株主が利己的な動機に基づいて株主権を行使して いるか、あるいは利他的な動機に基づいて株主権を行使しているかの いずれかに依存している」と主張している(水村、2008年、99頁)。

さらに、ステイクホルダー論を基礎とする CSR の概念において、 Carroll と Buchholtz (2003) は CSR を構成する要素として、経済的責 任、法的責任、倫理的責任、そして社会貢献責任の4つを挙げている (Carroll. and Buchholtz, 2003, p.40)。

かかる理解に鑑みれば、株主主権論とステイクホルダー論とは単純 に比較することはできず、企業の「経済性」と「社会性」との関係に

5

九二(二〇六)

おいても、「社会性」を充足させることに「経済性」を充足させること も包含されると理解される。この意味において、企業の「経済性」と 「社会性」との両立可能性を見出すことができよう。加えて、Porter ら が提唱した CSV の概念によって、「経済性」と「社会性」との両立可 能性ならびにその意義が示唆されている。次節では、この CSV に焦点 を当て、企業戦略論の見地から確認していくこととする。

2-3. CSV による「経済性」と「社会性」の両立

CSV の考え方は、Porter と Kramer が2011年に発表した論文⁽⁷⁾に よって、広く社会から注目されるようになった。彼らは CSV の意味や 解釈に関して、複数の説明を述べている(図表2-1を参照)。大塚 (2019) はこれらを総合的に捉えた上で、CSV の主な特徴を3つ挙げて いる。

第一に、CSV とは企業が競争優位を獲得し、経済的に成功するため の戦略的手法であることである(大塚、2019年、21頁)。すなわち、CSR が企業の社会的責任論であることに対し、CSV はあくまで企業戦略論 として位置付けられるのである⁽⁸⁾。

第二に、CSV の文脈における社会的価値(社会性)は、企業にとっ ての経済的価値(経済性)を追求、あるいは最大化するための「手段」 として位置付けられていることである。これは、「社会的価値の増進が 経済的価値を実現する必要条件である(岡田、2015年、42頁)」との認識 に基づいている。

第三に、社会にとって善いことを実行する(社会的価値を創造する)といっても、それはフィランソロピーを意味するものではないということである。すなわち、CSVにおいては、あくまで本業(事業活動)の中心に社会的課題を位置付け、企業の技術力やイノベーションなどを通じて、社会に新たな価値を生み出すことで、企業と社会双方における利益の拡大・増進を目指すことを理想としているのである(大塚、2019年、22頁)。

九

(index)

7

図表 2 - 1. Porter と Kramer による CSV の定義

・社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果、経済的価値が創造されるアプローチ(p.64;翻訳10頁)
・CSR でもなければ、フィランソロピーでも持続可能性でもない。経済的に 成功するための新しい方法である(p.64 ; 翻訳10頁)
・企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら、自らの 競争力を高める方針と実行(p.66;翻訳11頁)
・企業が生み出した(経済的)価値を再分配することではなく、経済的価値 と社会的価値を全体的に拡大すること(p.66;翻訳12頁)
・社会的価値を創造することで経済的価値も想像するという利己的な行為で ある(p.77;翻訳30頁)

出所: Porter, M. and Kramer, M. R. (2011) "Creating Shared Value: How to Reinvent Capitalism and Unleash a Wave of Innovation and Growth" *Harvard Business Review*, 89 (1-2), pp.62-77. (マイケル・ポーター &マーク・クラマー著、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011)「共通価値の戦略―経済的価値と社会的価値を同時に実現する―」 『ハーバード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社、8 -31頁)及び、大塚祐一 (2019)「CSV (共通価値創造)の徳倫理学的基 礎―企業倫理学における規範論と実践の接点を求めて―」麗澤大学大学 院、博士論文、21頁を参照。

Porter と Kramer (2011) は、「CSR ではなく CSV を」、「CSR から CSV へ」という点をとりわけ強調している(Porter. and Kramer, 2011, p.76;翻訳29頁)。善き企業市民として、様々な社会的課題に対して資金 を拠出すること(フィランソロピー)を完全に否定することはできない が、彼らは、「現在直面している喫緊の社会問題に対して、慈善活動で はなく、事業として取り組むことが何より効果的である(Porter. and Kramer, 2011, p.65;翻訳11頁)」と主張している。つまり、企業が自社の 経営資源を然るべき課題に投入することで、社会により大きな影響を 与えることができるということである(大塚、2019年、24頁)。

これに対し、Porter らの CSR 理解があまりにも限定的すぎる (Beschorner, 2013, p.104)、あるいは CSR に関してこれまでに蓄積され てきた研究の発展を見過ごしている (Crane et al, 2014, p.134) といった 九〇(二〇四

批判的な意見もある。CSR に関する理解が国や地域、あるいは時代に よって異なり、今日ではその範囲が非常に多岐にわたっていることは、 筆者が前稿(鈴木、2020年)において述べた通りである。CSR に関する 様々な解釈や理論的展開を踏まえると、たしかに、Porter らの CSR 理解は限定的であり、その概念範囲は非常に狭義であると理解される。 したがって、Beschorner (2013) や Crane ら (2014)による、CSV の考 え方はステイクホルダー論、経営倫理論、そして CSR 論の研究として 蓄積されてきた知見と大きな差異がないとの指摘はある種的を射てい るといえよう。

他方で、「理論」ではなく「実践」の側面に目を向けてみると、CSR を「社会に対する責任の履行」ではなく、単なる「社会貢献活動」と して解釈し、実践している企業もあるのではないだろうか。Porter ら の主張は、こうした CSR の本質的・体系的な理解が十分に浸透してい ない企業に対して警鐘を鳴らすという意味において意義があると考え る。また、コンプライアンスやフィランソロピーなど自社に向けられ る社会的批判を回避するための受動的・他律的な社会的責任の履行で はなく、自社の本業(事業活動)に関わる社会的課題を見出し、これに 取り組むことが、企業の「経済性」と「社会性」との両立を実現させ 得ることを CSV の概念を用いて示唆したことに、大きな意義があると 考える。

ここまで、株主主権論とステイクホルダー論との比較、ならびに CSV の概念に依拠した企業戦略論の見地から、企業の「経済性」と 「社会性」との両立可能性を整理してきた。さらに今日、SDGs への関 心の高まりを受けて、「企業(あるいはビジネス)における社会的課題へ の取り組み」に関する議論はより活発になってきている。かかる理解 に鑑み、次章では、SDGs が成立するまでの歴史的展開ならびに、こ れと密接に関わる ESG 投資に関して、ISO26000との比較を通じて議 論を展開していく。

8

八九(二〇三)

鈴

木

3-1. MDGs から SDGs へ

2000年代以降、CSR をはじめとする「企業(あるいはビジネス)にお ける社会的課題への取り組み」に関する議論がさらに深化する一方、 「持続可能な開発 (sustainable development)」に向けた国際的な動きも活 発化してきた。

2000年9月、ニューヨークの国連ミレニアム・サミットにおいて、 21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協 力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択された。

この「国連ミレニアム宣言」に1990年代の主要な国際会議⁽⁹⁾やサ ミットで採択された国際開発目標を統合し、1つの枠組みとしてまと めたものが「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)」である(新井、2016年、1頁)。MDGsは、1990年を基準年とし て、2015年までに国際社会が開発分野で達成すべき8つの目標(図表3 -1を参照)と21のターゲットを示したものである。

新井(2019)の調査によれば、MDGsは一定の成果を残したと理解される。たとえば、目標のひとつである「極度の貧困と飢餓の撲滅」に

1. 柞	亟度の貧困と飢餓の撲滅
2. 1	刃等教育の完全普及の達成
3. 3	ジェンダー平等推進と女性の地位向上
4. 3	乳幼児死亡率の削減
5. \$	任産婦の健康の改善
6. H	HIV/ エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
7. ¥	環境の持続可能性確保
8.	開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
出所:	

図表 3-1. MDGs における 8 つの目標

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html (最終アクセス:2020年4月16日) 関していえば、開発途上国では1990年に人口の47%が1日1.25ドル以下 で生活していたが、2010年には14%まで減少している。また、「初等教 育の完全普及の達成」に関していえば、他地域に比べ遅れをとってい たサブサハラ・アフリカにおける純就学率は、52%(1990年)から80% (2015年)にまで向上した(新井、2016年、3頁)。このように、8つすべ ての目標において成果を残した⁽¹⁰⁾ことから、MDGsは大きな意義が あったといえる。他方で、MDGsは課題も残したことが指摘される。 たとえば、MDGsでは貧困をなくすことが目標として掲げられ、前述 のようにその目標は達成されたが、発展の恩恵を受けることができず に取り残された人々は依然として多数存在している。また、富の集中 や貧富の格差拡大は世界的な傾向であり、貧困問題は途上国のみの問 題ではなくなってきている(関、2018年、45頁)。さらに、MDGsが基準 年として定めた1990年以降、世界情勢は劇的に変化しており、こうし た変化の中で表面化してきた課題に十分対応しきれていないことも課 題であろう。

こうした MDGs の残した課題を踏襲して、2015年9月にニューヨー クの国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、 「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が 採択された。この目標が17のゴール(図表3-2を参照)と169のター ゲットからなる SDGs である。MDGs においても、「持続可能な開発」 の重要要素である環境に言及しているものの、「環境の持続性確保」と いう包括的な1目標が入っているに過ぎず、開発と比較すると全体に 占める割合ははるかに低かった。これに対して、SDGs では、目標の 13から15が直接環境に関わる目標となっている。加えて、エネルギー 問題や、持続可能な消費といった目標も含めれば、環境に関する目標 は大幅に充実し、開発と環境とのバランスがとれた目標体系であると いえる(関、2019年、44頁)。

八七

1.【貧困】:貧困をなくそう
2.【飢餓】: 飢餓をゼロに
3.【健康な生活】: すべての人に健康と福祉を
4.【教育】:質の高い教育をみんなに
5.【ジェンダー】:ジェンダー平等を実現しよう
 【水】:安全な水とトイレを世界中に
7.【エネルギー】:エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8.【雇用】:働きがいも、経済成長も
9.【インフラ】:産業と技術革新の基盤をつくろう
10.【不平等の是正】:人や国の不平等をなくそう
11.【安全な都市】:住み続けられるまちづくりを
12.【持続可能な生産】:つくる責任、つかう責任
13. 【気候変動】:気候変動に具体的な対策を
14.【海洋】:海の豊かさを守ろう
15.【生態系・森林】:陸の豊かさも守ろう
16. 【法の支配等】 平和と公正をすべての人に
17.【パートナーシップ】: パートナーシップで目標を達成しよう
山記・油上松山下昭田古二田田ふとん。効公禾火、伊越古ん、古田抵御

図表 3-2. SDGs における17のゴール

出所:沖大幹、小野田真二、黒田かをり、笹谷秀光、佐藤真久、吉田哲郎 (2018)『SDGsの基礎』事業構想大学院大学出版部、9頁及び、国際連 合広報センター HP を参照に筆者作成。 https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/ sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/ (最終アクセス: 2020年4月16日)

3-2. SDGs と ISO26000との比較

今日、SDGsへの関心が高まりをみせているが、周知の通り「企業 (あるいはビジネス)における社会的課題への取り組み」に関する議論は SDGs(あるいは MDGs)の議論がされる以前より存在していた。国際標 準化機構(International Organization for Standardization: ISO)は2010年11 月1日に、社会的責任に関する国際的な企業行動基準である ISO26000 を発行した。ISO26000は、社会的責任とは何か、そしてそれを実施す る上で組織が何に、またどのように取り組むべきなのかに関する手引 政経研究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

きを提供する企業行動基準であり、組織の規模・業種を問わず利用で きるものである。

ISO26000の大きな意義は、国や地域、あるいは時代によって異なる CSR に一定の共通理解を与えたこと、加えて、企業だけではなく、(組 織の規模、組織の活動地域、そして民間、公的及び非営利問わず)すべての組 織に責任ある行動と「持続可能な開発」への貢献とを奨励したことで あると理解される。

ISO26000は、適用範囲(箇条1)、用語及び定義(箇条2)、社会的責任の理解(箇条3)、社会的責任の原則(箇条4)、社会的責任の2つの 基本的な慣行(箇条5)、社会的責任の中核主題(箇条6)、社会的責任 の組織全体への統合(箇条7)を大きな柱として構成されている(ISO/ SR 国内委員会監修、日本規格協会編、2011年、26頁)。

社会的責任の原則(箇条4)では、「説明責任 |、「透明性 |、「倫理的 な行動|、「ステイクホルダーの利害の尊重|、「法の支配の尊重|、「国 際行動規範の尊重|そして「人権の尊重|の7つが挙げられている (ISO/SR 国内委員会監修、日本規格協会編、2011年、26頁)。ISO26000は、 裁判所によって履行が義務付けられるハードローとは異なり、法的拘 東力に欠ける点が課題として指摘される。しかし、この規格では「法 の支配の尊重|を原則として掲げ、すべての組織が法の規則に従うこ とを求めた上で、法と国際行動規範とが対立した際、後者に従わない と重大な結果がもたらされる場合には、最大限、国際行動規範を尊重 すべく、努力することを推奨している(関、2011年、66頁)。もちろん、 ISO26000は、「法の不順守を推奨」するものではない。組織としての 行動はあくまでも国内法に則り、可能な範囲でという制限がつく。し かし、途上国において、人権や労働などの国内法が、条約を批准して いないことによって未整備であっても、より高い国際行動規範に従っ て行動すること、そして人権保護の状況改善に能動的に関与すること を推奨しているのである(関、2011年、66頁)。

また、ISO2600の箇条6では、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、

八

Ŧī

二九

九

「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」そして「コミュニティへの 参画及びコミュニティの開発」の7つを中核課題としている(ISO/SR 国内委員会監修、日本規格協会編、2011年、26頁)。さらに、この「中核主 題」は、「課題」、「関連する行動及び期待」の3階層によって構成され ている。たとえば、「環境」でいえば「汚染の防止」、「持続可能な資源 の利用」、「気候変動緩和及び気候変動への適応」そして「環境保護・ 生物多様性・及び自然生息地の回復」といった4つの課題があり、そ れぞれに「関連する行動及び期待」は約40存在している(関、2011年、 72頁)。

ISO26000では「すべての『中核主題』は、あらゆる組織に何らかの 関係があるが、すべての『課題』が、あらゆる組織と関連性をもつわ けではない」としている。すなわち、組織の種類や規模に問わず、い かなる組織も中核主題レベルで、たとえば「環境保護をしない」ある いは「人権を尊重しない」などということはあってはならないが、課 題レベル以下では、組織としてなすべきことをステイクホルダーとの 対話を通じて設定し、「関連する行動及び期待」を参考に優先順位をつ けて実践していく仕組みとなっているのである(関、2011年、72頁)。

ISO26000と SDGs の項目を比較してみると、たとえば、「環境」の 側面では、ISO26000は前述の4つが課題として挙げられている。これ に対し、SDGs における17のゴールの中で、環境に関連する項目は「安 全な水とトイレを世界中に」、「エネルギーをみんなに、そしてクリー ンに」、「気候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」そして 「陸の豊かさも守ろう」の5つが挙げられる。また、SDGs も ISO26000と同様に、企業にかかわらず、多様な組織に「持続可能な開 発」への貢献を促している。実際に、「ジャパン SDGs アワード⁽¹¹⁾」 の受賞団体をみてみると企業のみならず様々な団体が受賞している⁽¹²⁾。 このように、「課題の網羅性」や「対象とする組織」の点においては、 ISO26000と SDGs とでは、大きな差異がないように理解される。しか しながら、「実践」の側面に目を向けてみると、「社会的責任投資

13

八四(一九八

(Social Responsible Investment: SRI)」から ESG 投資への展開に伴う機関 投資家の投資手法の変遷から、ISO26000と SDGs との相違を例示する ことができる。

3-3. SDGs と ESG 投資との関係

2006年、機関投資家を対象として、投資運用の際に ESG (環境・社 会・企業統治)の観点を組み込むことを求める「責任投資原則 (Principles for Responsible Investment : PRI)が公表されたことを契機に、 海外では ESG 投資への動きが加速してきた⁽¹³⁾。日本でも、運用資産 額約160兆円という世界最大の機関投資家である年金積立金管理運用独 立行政法人 (Government Pension Investment Fund : GPIF)が、2015年9月 に PRI に署名したことを受けて、ESG 投資への取り組みが加速したと される (八木、2018年、(49) - 3 頁)。

GPIF は、PRI への署名と SDGs を結び付け、ESG 投資が投資家に とって良質な投資機会の増加に繋がり、一方、企業は SDGs を事業機 会の増加やリスク回避に利用し、競争優位に繋げることを推奨してい る(笹谷、2019年、27頁)。SDGs を経営戦略に整合させ、SDGs への貢 献の測定・管理に関する指針としての SDG Compass も作成され、こ れは、サステナビリティを企業の戦略の中心に位置付けるためのツー ルと知識を提供するものとなっている。

SDGs Compass は、企業が SDGs に取り組む根拠として、①将来の 事業機会の見極め、②企業の持続可能性に関わる価値向上、③ステイ クホルダーとの関係強化、政策展開への対応、④社会と市場の安定化、 ⑤共通言語の使用と目的の共有、を挙げている。これらは、企業が SDGs に取り組み、ビジネスの機会と脅威に対応することで企業価値 を高めれば、投資家にとっても投資機会の増加に繋がることを意味し ている (八木、2018年、(49) -3 頁)。たとえば、GPIF は ESG 投資と SDGs の関係として、ESG 投資を PRI に結び付け、企業が SDGs に取 り組むことで、企業価値の持続的向上が長期的投資リターンを拡大さ

八三

 $\widehat{}$

九七)

政

経

研

究

第

五十七巻第二号

(二〇二〇年十月

せるとともに、社会的課題の解決が事業機会と投資機会の双方を生み 出すとしている(図表3-3を参照)。

今日における SDGs ならびに ESG 投資への関心の高まりは、こうした GPIF による牽引が大きいと思われる。

また、ISO26000における SRI は、1960年代におけるメソジスト教会 が、株式投資において規範とするべき倫理的投資の管理・運営体制を 確立したことを背景としており、キリスト教の倫理に反する事業(アル コール産業やたばこ産業、ギャンブル産業、軍需産業、そして遺伝子組み換え 食品産業など)を投資対象から排除する投資手法(ネガティブ・スクリー ニング)を基礎としている(木村、2018年、26頁)。

その後、1990年代に入ると、グローバル化の進展に伴い、環境問題、 途上国の人権・労働問題がより表面化するようになり、社会が環境や 人権の問題に大きな関心をもつようになった。このことにより、機関 投資家が SRI の収益にも関心をもつようになり、従来のネガティブ・ スクリーニングに加え、環境、人権などの社会的課題に対する企業の 取り組みを評価するポジティブ・スクリーニングが広がり始めた。

こうした機関投資家の問題関心の範囲が拡大することに伴う、ネガ ティブ・スクリーニングからポジティブ・スクリーニングへの投資手 法の展開を踏まえ、ESG 投資は、特定の企業や業種を投資対象から除 外することや、ダイベストメント(リスクの高い企業の株式の売却)、な らびに ESG(社会性)を考慮して投資先を選定するポジティブ・スク リーニングとインテグレーション(非財務情報も織り込んだ判断)を中心 としている(木村、2018年、27-28頁)。

かかる理解に鑑みれば、市場経済に大きな影響力を有する機関投資 家が、ESG 投資を用いて、企業の「経済性」のみならず「社会性」を も考慮した上で、企業に対し持続可能な社会の実現に向けた取り組み を期待するようになってきたこともまた、今日における SDGs への関 心の高まりのひとつの要因であると考えられる。



出所:年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)HP https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#b (最終アクセス:2020年5月15日)

4. SDGsの実践事例と今後の課題

4-1. 海外における SDGs の取り組み

SDGs への取り組みは昨今、世界的なムーブメントとなっている。 ドイツのベルテルスマン財団と国連持続可能な開発ソリューション・ ネットワーク (Sustainable Development Solutions Network : SDSN) が2019 年に発行した調査によれば、SDGs に積極的に取り組んでおり、その 達成度が認められる国は、第1位からデンマーク、スウェーデン、 フィンランド、フランス、オーストリア、ドイツ、チェコ、ノル ウェー、オランダ、エストニアとされ、日本は第15位であった⁽¹⁴⁾。こ の調査、ならびに3-3において言及した笹谷 (2019) の研究からもわ かるように、とりわけ、ヨーロッパは他の国や地域と比較しても大幅 に SDGs への実践に注力しているといえる。

16

九

Ŧī.

たとえば、フランスでは SDGs におけるターゲット12.3の「2030年 までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たり食品廃棄を半 減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損 失を減少させる」に対して、2013年に食品廃棄物に関する国の行政機 関と事業者などのステイクホルダー間で、「協定」に関する基本戦略が 策定された。この「協定」はサプライチェーンにおける企業・団体の みならず、様々な組織により締結されたが、「任意の善意による協定」 だけでは食品廃棄物削減の取り組みとして不十分であるとの要請を受 け、2015年5月、「食品廃棄禁止法」が国民議会(下院)において満場 一致で採択され、2016年2月から施行されることとなった(渡辺、2018 年、2頁)。

さらにフランスでは、こうした法的な規制と並行して、慈善団体へ の寄付の優遇策の整備と、消費者啓発キャンペーンの展開が進められ ている。寄付優遇策としては、一般税法により、控除の要件を満たす 者は、寄付商品価格、輸送保管費(帳簿価格)の60%の税金控除を受け ることができるとされている(上限金額あり)。他方、消費者啓発キャン ペーンとしては、2013年に策定された協定に関連して開催されるイベ ントとして、毎年10月中旬に国連食糧農業機関(Food and Agriculture Organization: FAO)の「世界食品デー」と同日開催される「食品廃棄物 削減のための国民デー」、および学校・大学における食品廃棄物削減の ための教育プログラムの実施、そして、個別の企業・団体による消費 者キャンペーンなどが展開されている(渡辺、2018年、3-4 頁)。

フランスでは、食品廃棄物の問題に対して、関連する企業を中心に、 政府、教育機関、そして消費者など各種ステイクホルダーが協調し、 こうした重層的な取り組みを展開している。

4-2. 日本における SDGs の取り組み

前述のように、近年、日本においても積極的に SDGs に取り組む企業(あるいは組織)が増加してきている。

政

経

研

究

第五十七巻第二号 (二〇二〇年十月)

八〇(一九四

株式会社富士メガネ(以下、富士メガネと表記)は、国連難民高等弁務 官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR)と全世界最長のパートナーシップを築いており、1983年以降、 毎年海外の難民キャンプや国内避難民の居留地を訪問し、難民・国内 避難民の視力検査を実施して、一人ひとりに合った眼鏡を無償で寄贈 する活動に取り組んでいる。

国連(UNHCR)と企業が連携して難民問題に取り組む姿が、企業に よる社会貢献活動のグローバルなロールモデルになっている点、国、 地域、民族、そしてジェンダーに隔たりなく、「視る力」を取り戻すた めの活動を実施している点、そして、本活動を通じて、学習と成長の 機会を得た結果、本業で価値の高いサービスを提供し、収益に結びつ けることで、本活動の継続性を支える好循環を醸成している点などか ら評価されている⁽¹⁵⁾。

また、日本リユースシステム株式会社(以下、日本リユースシステム) は、様々な理由により不要になりながらも手放せなかった古着を回収 し、開発途上国にて安価で販売するとともに、専用回収キットを1つ 購入するごとに、購入代金から5人分のポリオワクチンが寄付される 取り組みを行っている。加えて、集まった衣類は開発途上国に送られ、 現地にて安価で販売されるため、現地にビジネスと雇用の創出に繋が り、また、専用回収キットの封入・発送作業を福祉作業所に依頼する ことで、障がい者の活躍の場を創出することに貢献している。

日本リユースシステムの活動は、家庭でも企業でも容易にできる仕 組みによって、古着の処分を通じて意識変革を促し、消費者もまた社 会貢献に寄与することのできる点、単なる寄付ではなく、企業がビジ ネスとして回収、再販売を実施することで、持続的にサービスを提供 し、継続的な支援に繋がる点などから評価されている⁽¹⁶⁾。

富士メガネと日本リユースシステムはいずれも、2019年に「第3回 『ジャパン SDGs アワード⁽¹⁷⁾』」を受賞している。共通していることと して、「経済性」と「社会性」との両立を図り、その継続性を維持する

七

九

 $\widehat{}$

九三)

ために、他のステイクホルダーと協調するとともに、日本リユースの 事例からもみられるように、新たな市場や雇用を創出することによっ て、ステイクホルダー同士の結びつき(パートナーシップ)を拡大させ ていることが挙げられる。

2010年代後半より、機関投資家を中心に、株主の ESG 投資への関心、 ならびに企業をはじめとする様々な組織による SDGs への関心が高ま る中、これを一過性のブームとして終わらせないためには、フランス における啓発活動などを通じた消費者の意識変化もまた求められてい るといえよう。

4-3. SDGs の実践における課題

本稿において、SDGsの利点のひとつとして、社会的課題の網羅性 を挙げてきた。他方、いかに企業の規模が拡大しようと、その権力・ 影響力に限界があることは言うまでもないであろう。したがって、企 業が SDGs を実践するためには、マテリアリティの概念を理解するこ とが重要であると考えられる。

マテリアリティの概念はこれまで、会計学の領域で取り入れられて きた。会計原則は、長期の会計実践の中で、会計慣行として発達した ものの中から、一般に公正かつ妥当として認められるものを要約した ものであるが、会計処理を行う会計担当者の会計判断が、依拠すべき 準拠枠の提供や企業会計に関する法律、または規則などの制定にあ たって有力な指針となるなど、今日の企業会計に大きな影響を与えて いる(大田、2012年、38頁)。

ここでのマテリアリティの原則は、企業の財務情報をステイクホル ダーに提供する際、情報利用者の判断を誤らせないようにするため、 重要性の乏しい項目については、本来の会計処理または表示方法に依 らないで、他の簡潔な方法を選択することを認めている。他方、重要 性の高い項目については、詳細かつ明瞭な表示を行うことを求めてい る原則である(大田、2012年、38頁)。このことに鑑み、河口(2005)は、

七八(一九二)

企業による社会貢献活動の文脈におけるマテリアリティの概念を 「個々の CSR 活動が、企業価値に与える実質的、あるいは具体的な影響」と定義している(河口、2005年、3頁)。端的に言えば、マテリアリ ティとは、「個々のステイクホルダーの『重要性』あるいは『重み付 け』」であると理解することができよう。

今日、企業が持続的に活動を行っていくためには、様々なステイク ホルダーの要求や期待を複合し、統合的に取り扱うことが求められて いる。これまで、「企業(あるいはビジネス)における社会的課題への取 り組み」に関する議論において、企業はその重要性を認識しているも のの、実践の側面においては、疑問が残ることとなっていた。そのひ とつの要因が2-1において株主主権論の根拠として挙げた「結果の測 定方法の不透明性」であるといえる。すなわち、社会的課題の解決に は、長い時間と膨大なコストを要するため、企業の社会的課題への取 り組みが、自社の経済性の成長(利益の増加、市場シェアの拡大、新規事 業の確立)に結びつくか否か検証する方法に乏しかったためである。し かしながら、3-3において確認した ESG 投資と SDGs との関係がよ り強固となり、社会に広く認知されることによって、かかる問題はあ る程度是正され、ビジネスにおける「経済性」と「社会性」との両立 が促進されると考えられる。

他方、ステイクホルダーからの要求や期待は多岐にわたり、そのす べてをビジネスにおいて実現することは困難である。こうした状況に おいて、企業が SDGs を実践していくためには、普遍的なマテリアリ ティを行うのではなく、他のステイクホルダーとの相互コミュニケー ションを通じて、状況に応じて柔軟にステイクホルダーのマテリアリ ティを考慮していくことが重要であると考える。

5. むすびにかえて

本稿では、近年、急速に関心が高まっている SDGs に焦点を当て、

七七

<u>一</u> 九

 $\overline{}$

これが「企業(あるいは、ビジネス)における『経済性』と『社会性』 の両立を可能にするのか」という問題意識を念頭に議論を展開してき た。

かかる問題意識に関して、株主主権論とステイクホルダー論の比較、 および CSV の概念に依拠した企業戦略論と、経営学の文脈における理 論を用いて、多面的に考察した点に本稿の意義があると考える。

さらに、SDGs と ESG 投資との関係が強固になることによって、企 業の「経済性」と「社会性」との両立は、より実践へと結びついてい くことが期待される。しかしながら、ヨーロッパをはじめ、日本を含 めた先進国を中心に、SDGs に積極的に取り組む企業(さらには、組織) が増加してきている一方で、SDGs の実践には課題があることも忘れ てはならない。

第一に、本稿では、企業が SDGs を実践していく上で、社会的課題 やステイクホルダーのマテリアリティを考慮することが重要であると 述べた。SDGs の利点として社会的課題の網羅性が挙げられるが、企 業がそのすべてに取り組むことは不可能である。したがって、自社に おける社会的課題を選定し、自社のビジネスを結びつけることが「経 済性」と「社会性」との両立に繋がるのである。他方で、このマテリ アリティは、「経済的リターンを生み出すような社会的課題に目を向け させること」を促進させることになりうる。また、安易に達成可能な 社会的課題に導き、解決困難な社会的課題から目を背けさせることに もなりうる。企業が解決するべき社会的課題、あるいは企業が関連す るステイクホルダーは、経済的便益をもたらす主体だけではない。 SDGs を実践していく上で、マテリアリティは重要な概念であるが、 同時に大きな危険性も有していることを企業は意識する必要があろう。

第二に、企業に「手段の目的化」を引き起こす危険性である。SDGs とは、企業をはじめ様々な主体が協調することによって、社会的課題 を解決することを目的とした目標体系であり、企業はESG 投資によっ て、機関投資家から資金を調達することで、「経済性」と「社会性」と 七六

 $\widehat{}$

九〇

を両立させる仕組みとなっている。しかしながら、企業のホームペー ジなどを参照に、SDGs への取り組みをみてみると、従来の取り組み に SDGs の項目を落とし込んでいる点も見受けられる。このことは、 「社会的課題を解決すること」が目的ではなく、GPIF をはじめとする 機関投資家への対応が目的となっていることに起因しているのではな いだろうか。企業が、こうした「手段の目的化」に陥ってしまうと、 SDGs への取り組みのみが独り歩きし、実際にその取り組みが社会的 課題の解決にどの程度貢献したのかが不透明になってしまう。

今日では、運用会社が投資先の事業を通じて社会的課題の解決にど のくらい貢献したかを分析して定期的に公表する「インパクト投資」 と呼ばれる投資手法も注目されている(日本経済新聞「ESG『貢献度重視』 拡大、ファンド残高50兆円超」2020年5月10日付、朝刊、1頁)。これは、企 業が SDGs を実践する上で、「どのような取り組みを行っているのか」 ではなく、「どのような取り組みを行い、それによってどのような効果 が得られたのか」が求められるようになってきていることを示唆して いる。企業は「何のために社会的課題の解決に取り組む必要があるの か」に関して、「企業(あるいはビジネス)における社会的課題への取り 組み」に関する議論の本質を理解することが重要となろう。

多くの企業や組織が SDGs に取り組むようになってきているとはい え、その取り組みはまだ始まったばかりである。「2030年まで」という 長期的な目標を達成するために、かかる課題を念頭に置き、今後さら に議論を深めていく必要があろう。

(1) 鈴木貴大(2020)「コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任の 統合可能性」『政経研究』第56巻第4号、日本大学法学会、39-60頁。

(2) 松野弘 (2006)「転換期の『企業の社会的責任論』と企業の〈社会性〉 への今日的位置」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」 の形成と展開』ミネルヴァ書房、3-34頁。

(3) 小山嚴也(2006)「アメリカにおける企業の社会的責任論の生成と展開」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展

七

Ŧī.

八九

- 開』ミネルヴァ書房、107-131頁。
- (4) 谷本寛治編(2004)『CSR 経営―企業の社会的責任とステイクホル ダー』中央経済社ならびに谷本寛治(2006)『CSR ―企業と社会を考える ―』NTT 出版。
- (5) ここでいう企業価値とは、企業に関する金融的請求権(株式、負債など)の市場価値総額を意味する(後藤、2017年、9頁)。
- (6) 本稿において言及はしないが、勝部(2019)は、株主の前提条件が、他のステイクホルダーとの前提条件と異なることから、そもそも「株主が本当に企業における最大のリスク・テーカーといえるのか」という点に疑問を投げかけている。詳しくは、勝部信夫(2019)「株主主権論とコーポレート・ガバナンス一株主主権論は日本の企業経営に妥当するのか―」『経営哲学』第16巻2号、経営哲学学会、17-29頁を参照されたい。
- (7) Porter, M. and Kramer, M. R. (2011) "Creating Shared Value: How to Reinvent Capitalism and Unleash a Wave of Innovation and Growth" *Harvard Business Review*, 89 (1-2), pp.62-77. (マイケル・ポーター& マーク・クラマー著、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011) 「共通価値の戦略―経済的価値と社会的価値を同時に実現する―」『ハー バード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社、8-31頁。)
- (8) Porter と Kramer が CSV を「利己的行為 (self-interested behavior)」
 と捉えていることからも、CSV と CSR とは異なっていると理解される
 (Porter. and Kramer, 2011, p.77;翻訳30頁)。
- (9) 主要な国際会議とは、国際連合(国連)、経済協力開発機構
 (Organisaition for Economic Corporation and Development : OECD)、世
 界銀行、国際通貨基金(International Monetary Fund : IMF)による各種
 国際会議を指す(新井、2016年、1頁)。
- (10) MDGsの詳細な成果に関しては、新井美希(2016)「近年の国際開発 目標をめぐる動向— MDGsから2030アジェンダへ—」『調査と情報— ISSUE BRIEF —」第898号、国立国会図書館、1-13頁を参照されたい。
- (11) 「ジャパン SDGs アワード」は、政府の SDGs 推進本部が2017年に創 設したものである。これまでに受賞した組織については、JAPAN SDGs Action Platform HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/ award/index.html) を参照されたい。
- (12) 本稿では、SDGsへの取り組み事例として企業を中心に取り上げる。 地方自治体による SDGsへの取り組み事例に関しては、山田雅俊(2020) 「日本の SDGs モデルと分散型エネルギー・システムから見る企業経営の 課題」日本比較経営学会編『比較経営研究 持続可能な社会と企業経営― 地域からみた SDGs ―』第44号、文理閣、63-81頁を参照されたい。
- (13) 笹谷 (2019) によれば、世界的投資額は、2018年には30.7兆ドルと 2016年の22.9兆ドルと比較して大幅に伸長してきた。また、地域別割合を

七四(一八八)

企業の「経済性」と「社会性」

の両立に向けたSDGsの実践における課題

24

みると、ヨーロッパが最も多く45.8%(2016年:52.3%)、続いてアメリカ が39.0%(2016年:38.1%)、日本が7.1%(2016年:2.0%)となっている(笹 谷、2019年、27頁)。

- (14) Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network
 (2019) Sustainable Development Report 2019, pp.20-21.
 https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019_
 sustainable_development_report.pdf (最終アクセス日:2020年5月23日)
- (15) 株式会社富士メガネ「海外難民・国内避難民視力支援活動」
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_5_fujimegane.
 pdf(最終アクセス日:2020年5月17日)
- (16) 日本リユースシステム株式会社「古着を集めて集客にも貢献— SDGs 目標達成とすっきりお片づけを実現する『古着 de ワクチン』」
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_6_ nihonreusesystem.pdf(最終アクセス日:2020年5月17日)
- (17) 「第3回『ジャパン SDGs アワード』」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_win.pdf (最終アクセス日:2020年5月17日)

参考文献

- Beschorner, T. (2013) "Creating Shared Value: The One-Trick Pony Approach" *Business Ethics Journal Review*, 1 (17), pp.106-112.
- Carroll, A. B. and Buchholtz, A. K. (2003) Business & Society: Ethics and Stakeholder Management, 5th ed, Thomson/South-Western.
- Crane, A., Palazzo, Guido., Spence, L. J., and Matten, D. (2014)
 "Contesting the Value of Creating Shared Value" *California Management Review*, 56 (2), pp.130-153.
- ・ISO/SR 国内委員会監修、日本規格協会編(2011)『日本語訳 ISO26000: 2010—社会的責任に関する手引き—』日本規格協会。
- Porter, M. and Kramer, M. R. (2006) "Strategy and society: the link between competitive advantage and corporate social responsibility" *Harvard Business Review*, 84 (12), pp.78-92. (マイケル・ポーター& マーク・クラマー著、村井裕訳 (2008)「競争優位の CSR 戦略」『ハー バード・ビジネス・レビュー』 2008年1月号、ダイヤモンド社、36-53頁。
- Porter, M. and Kramer, M. R. (2011) "Creating Shared Value: How to Reinvent Capitalism and Unleash a Wave of Innovation and Growth" *Harvard Business Review*, 89 (1-2), pp.62-77. (マイケル・ポーター& マーク・クラマー著、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011) 「共通価値の戦略―経済的価値と社会的価値を同時に実現する―」『ハー

(鈴木)

政

経

研

究

第

五十

-七巻第二号(二〇二〇年十月

バード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社、8-31 頁。)

- ・青木崇(2019)「企業価値経営に向けた日本企業の SDGs への取り組みと
 今後の課題— CSR、ESG との関連で—」『商大論集』第70巻、第2・
 3号、兵庫県立大学、147-162頁。
- ・新井美希(2016)「近年の国際開発目標をめぐる動向— MDGs から2030ア ジェンダへ—」『調査と情報— ISSUE BRIEF —』第898号、国立国会 図書館、1-13頁。
- ・大田博樹 (2012)「CSR 報告書とマテリアリティ」『Project Paper』No. 24、神奈川大学、37-51頁。
- ・大塚祐一(2019)「CSV(共通価値創造)の徳倫理学的基礎―企業倫理学 における規範論と実践の接点を求めて―」麗澤大学大学院、博士論文。
- ・岡田正大(2015)「CSV は企業の競争優位につながるか―新たな企業観の 行方―」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2015年1月号、ダイヤモンド社、38-52頁。
- ・岡本丈彦(2020)「『持続可能』の概念と企業―『持続不可能』を導く短絡 思考についての一考察―」『研究紀要』第73号、高松大学、1-12頁。
- ・沖大幹、小野田真二、黒田かをり、笹谷秀光、佐藤真久、吉田哲郎
 (2018)『SDGsの基礎』事業構想大学院大学出版。
- ・勝部信夫(2019)「株主主権論とコーポレート・ガバナンス―株主主権論 は日本の企業経営に妥当するのか―」『経営哲学』第16巻2号、経営哲 学学会、17-29頁。
- ・河口真理子(2005)「SRIの新たな展開―マテリアリティと透明性―」大和証券グループ。
- ・木村富美子(2018)「ソーシャル・ファイナンスの動向— SRI から ESG への展開」『通信教育部論集』第21号、創価大学通信教育部学会、21-36 頁。
- ・後藤伸(2017)「株主主権論の一考察―その歴史的形成と理論的根拠を中 心に―」『Project Paper』No.37、神奈川大学、1-23頁。
- ・小山嚴也(2006)「アメリカにおける企業の社会的責任論の生成と展開」 松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』 ミネルヴァ書房、107-131頁。
- ・権藤正則(2016)「コーポレート・ガバナンスにおける主権論批判」『商学 集志』第86巻第1号、日本大学商学部、51-67頁。
- ・笹谷秀光(2019)「ISO26000活用の ESG/SDGs マトリックスによる非財務情報発信の効果検証―新たなサステナビリティ・マネジメントの提言 ―」『グローバルビジネスジャーナル』 5巻1号、グローバルビジネス 学会、25-35頁。
- ・鈴木貴大(2020)「コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任の統合

七二(二八六

可能性」『政経研究』第56巻第4号、日本大学法学会、39-60頁。

- ・関正雄(2011)『ISO26000を読む―人権・労働・環境…。社会的責任の国際規格: ISO/SR とは何か』日科技連出版社。
- ・関正雄(2018)『SDGs 経営の時代に求められる CSR とは何か』第一法規。
- ・高橋一生(2017)「アジェンダ2030:思想としての SDGs と現実の課題と しての SDGs」『共生科学』第8巻、日本共生科学学会、3-6頁。
- ・谷本寛治編(2004)『CSR 経営―企業の社会的責任とステイクホルダー―』 中央経済社。
- ・谷本寛治(2006)『CSR ―企業と社会を考える―』NTT 出版。
- ・中村瑞穂(2003)「企業倫理と企業統治―概念的基礎の確認―」中村瑞穂 編『企業倫理と企業統治―国際比較―』文眞堂、1-12頁。
- ・名和高司(2015)『CSV 経営戦略―本業での高収益と、社会の課題を同時 に解決する』東洋経済新報社。
- ・マーヴィン・キング著、KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エク セレンス訳・編(2019)『SDGs・ESG を導く CVO ―次世代 CFO の要 件―』東洋経済新報社。
- ・松野弘(2006)「転換期の『企業の社会的責任論』と企業の〈社会性〉への今日的位置」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房、3-34頁。
- ・水村典弘(2008)『ビジネスと倫理―ステークホルダー・マネジメントと 価値創造―』文眞堂。
- ・宮本光晴、佐藤円裕(2019)「日本企業の ESG 行動:コーポレートガバナ ンスの観点から」『専修経済学論集』53巻3号、専修大学経済学会、1 -30頁。
- ・モニター・デロイト編(2018)『SDGs が問いかける経営の未来』日本経済新聞出版社。
- ・八木俊輔(2018)「企業のサステナビリティ戦略とマネジメント・コント ロール— ESG、統合報告、SDGs への対応—」『経営学論集』89集、日 本経営学会、(49) -1 - (49) -7 頁。
- ・山田雅俊(2020)「日本の SDGs モデルと分散型エネルギー・システムか ら見る企業経営の課題」日本比較経営学会編『比較経営研究 持続可能 な社会と企業経営―地域からみた SDGs』第44号、文理閣、63-81頁。
- ・渡辺達郎(2018)「食品ロス削減に関するフランスとイギリスにおける取り組み―日本への示唆の観点から―」『専修ビジネス・レビュー』13巻、 1号、専修大学商学研究所、1-11頁。

参考 URL

• Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network (2019) Sustainable Development Report 2019

https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019_ sustainable_development_report.pdf(最終アクセス日:2020年 5 月23日)
JAPAN SDGs Action Platform HP
introverse interview int
・株式会社富士メガネ「海外難民・国内避難民視力支援活動」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_5_
fujimegane.pdf(最終アクセス日:2020年5月17日) ・外務省HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html (最終アクセス:2020年4月16日) ・国際連合広報センターHP https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/
・国際連合広報センターHP
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/
sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/
(最終アクセス:2020年4月16日)
・「第3回『ジャパン SDGs アワード』」
sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/ (最終アクセス:2020年4月16日) ・「第3回『ジャパン SDGs アワード』」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_win.pdf (最終アクセス日:2020年5月17日)
・日本リユースシステム株式会社「古着を集めて集客にも貢献— SDGs 目標 達成とすっきりお片付けを実現する『古着 de ワクチン』—」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_6_ nihonreusesystem.pdf(最終アクセス日:2020年 5 月17日)
・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)HP
https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#b (最終アクセス:2020年 5 月15日)

新聞・記事

・日本経済新聞「ESG『貢献度重視』拡大、ファンド残高50兆円超」2020年 5月10日付、朝刊、1頁。

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (https://www.law.nihon-u.ac.jp/)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先(住所・宛先等)の変更や
 受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

- (住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
- (TEL) 03-5275-8510
- (FAX) 03-5275-8537
- (E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

	荒吉川安	
マス・	井野又野	
ロ ウロク	祐 修	筆者
	介篤祐右	紹介
本大学専准	日本大学准教授日本大学教授	載順

1, 1, 1	11 11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	委 員	11	副委員長	委員長	機関誌
前佐宮	言野	中	杉	加	大	岩	石	石	渡	横	松	友	髙	黒	加	大	南	賀	大	に編集
田藤洋	睪村	静	本	藤	熊	井	橋][]	辺	溝	島	岡	畑	滝	藤	入保		来	岡	編集委員会
義隊	윹 和	未	竜	暁	圭	義	Æ	徳	徳	えい	雪	史	英一		雅	拓	健	健		R 会
実典	義彦	知	也	子	子	和	孝	幸	夫	りか	江	仁			之	也	悟	輔	聡	

政 経 研 究 第五十七巻第二号
令和二年十月三十日 発行 非壳品令和二年十月二十日 印刷
発行責任者 小田 司
電話〇三(五二七五)八五三〇番発行者 日 本 大 学 法 学 会
電話○三(三二九六)八○八八番印刷所 株 式 会 社 メ デ ィ オ東京都千代田区神田猿楽町二-1-1四 A&Xビル

SEIKEI KENKY \overline{U}

(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 57 No. 2 October 2020

CONTENTS

MA TERIAL

Nobusuke Yasuno, Introduction to the DVD Database of "Shorthand Notes of the Election System Research Conference Proceedings/Election System Materials from 1949 to 1959"

.....

MA TERIAL

Hiroshi Kawamata, Atsushi Yoshino, Yusuke Arai, Thomas Lockley, John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapters 6 and 7.

ARTICLE

Takahiro Suzuki, The Issues in the Practice of SDGs to Achieve both Corporate "Economy" and "Sociality"